

官報

號外 昭和二十二年三月二十一日

第九十二回 衆議院議事速記録第二十二號

昭和二十二年三月二十日(木曜日)

午後三時五十二分開議

議事日程 第二十一號

昭和二十二年三月二十日

午後一時開議

第一 國有財産法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第二 相続税法を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第三 作業會計法を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第四 燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第五 造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第六 國有林野事業特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第七 労働者災害補償保險特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第八 公債金特別會計法外四法律の廢止等に関する法律案(政府提出) 第一讀會

第九 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第十 石油配給公團法案(政府提出) 第一讀會

第十一 配炭公團法案(政府提出) 第一讀會

第十二 産業復興公團法案(政府提出) 第一讀會

第十三 貿易公團法案(政府提出) 第一讀會

第十四 價格調整公團法案(政府提出) 第一讀會

第十五 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔朗讀を省略した報告〕

一、政府から提出された議案は次の通りである。

國有財産法の一部を改正する法律案

相続税法を改正する法律案

作業會計法を改正する法律案

燃料局特別會計法を改正する法律案

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案

國有林野事業特別會計法案

労働者災害補償保險特別會計法案

公債金特別會計法外四法律の廢止等に関する法律案

企業再建整備法等の一部を改正する法律案

石油配給公團法案

配炭公團法案

産業復興公團法案

貿易公團法案

價格調整公團法案

〔以上三月十九日提出〕

一、議員から提出された議案は次の通りである。

畜産振興に関する決議案

提出者 香川兼吉君

〔以上三月十九日提出〕

一、議員の異動

三重縣選出議員長井源君退職者となられたので、その補闕として水谷昇君が當選された。

一、昨十九日吉田内閣總理大臣から次の通り政府委員を仰せつけられた旨

の通牒を受領した。

司法事務官 岡田 善一

同 小澤 文雄

同 内藤 頼博

同 野木 新一

第九十二回帝國議會司法省所管事務政府委員

内閣事務官 小笠 公昭

内閣事務官 窪谷 直光

同 三浦 參郎

同 向井 鹿郎

同 山崎 丹照

第九十二回帝國議會政府委員

一、昨十九日衆議院規則第十五條但書に依り議長において議席を次の通り變更した。

三三七 小見山七十五郎君

三四五 田中 源三郎君

一、昨十九日當任委員理事補選選舉の結果次の通り當選した。

請願委員

理事 森本 義夫君(理事杉本勝次君去る七日委員辭任につきその補闕)

一、昨十九日委員理事互選の結果次の通り當選した。

所得税法を改正する法律案(政府提出)外六件委員

委員長 金光 義邦君

理事 神田 博君

理事 稻村 順三君

行政官廳法案(政府提出)外一件委員

委員長 天野 久君

理事

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

教育基本法案(政府提出)委員

辭任平川 篤雄君 補闕松本 龍藏君

所得税法を改正する法律案(政府提出)外六件委員

辭任與村又十郎君 補闕松永 義雄君

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律案(政府提出)外二件委員

辭任森 由己雄君 補闕越原 える君

一、昨十九日議長において次の委員を選定した。

辭任太島 多藏君 補闕米山 文子君

労働者災害補償保險法案(政府提出)委員

江崎 眞澄君 小澤 國治君

小野 孝君 瀧澤 脩作君

夏堀源三郎君 水口 周平君

小川 半次君 岡部 得三君

加藤 高藏君 岡部 安正君

中山 たま君 長谷川 保君

松岡 秀雄君 山口 靜江君

山花 秀雄君 石田 一松君

大橋 喜美君 鹿島 透君

〇副議長(井上知治君) これより會議を開きます。この際新たに議席につかれました議員を御紹介いたします。第百二十一番、三重縣選出議員水谷昇君。

〔水谷昇君起立〕

〔拍手〕

〇小澤佐重喜君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第十五を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

〇副議長(井上知治君) 小澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇副議長(井上知治君) 御異議なしと認めました。よつて日程の順序は變更せられました。

日程第十五、臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の第一讀會の續を開きます。委員長報告を求めます。

委員長加藤一雄君。

第十五 臨時物産需給調整法の一部を改正する法律案(政府提出)
第一讀會の續(委員長報告)

報告書
一 臨時物産需給調整法の一部を改正する法律案(政府提出)
右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。
昭和十二年三月十九日
委員長 加藤 一雄
衆議院議長 山崎 猛

【加藤一雄君發言】
○加藤一雄君 三月十七日、統計法案委員會議委員長庄司一郎君が委員長を辭任せられましたので、不肖私が全會一致の推薦によりまして委員長に當選いたしました。
さてたゞいま上程に相なりました臨時物産需給調整法の一部を改正する法律案の、委員會におきまして審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本法案の質疑は、昨十九日午後二時よりこれを開始いたしましたのであります。各委員より適切な質疑が行われました。そのうち重要なものを御紹介いたします。日本自由黨の左藤義詮君、日本社會黨の氏原一郎君よりそれぞれ、元來本法案は、民主主義的に組織せられました商業團體が御當をされるように規定したのであります。が、今回の改正案におきましては、これを政府が實施するように相なつてゐるが、この理由はいかなるところにあるかと、質問に對しまして、政府は、昨年十二月十一日の連合軍需書たる、すなわち日本政府は商業界より配給統制の権限を取上げること、によるものであるとの答辭がございました。また私より、輸送命令を受けた者が、その命令に従わなかつたときは、いかに處理するかとの問に對しまして、政府

は、本議會に提案の運びには至らなかつたが、來議會には必ず公益命令規定を提案する旨の答辭がございました。かくいたしまして質疑を打ち切り、討論にはいたしましたところ、左藤義詮君は日本自由黨を、竹内敬子君は日本進歩黨を、氏原一郎君は日本社會黨をそれぞれ代表いたされまして、本法案に賛成する旨の意見の陳述がございました。採決の結果、全員一致これを可決いたしましたわけでありまして、この段階報告申し上げます。(拍手)

○副議長(井上知治君) 本案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。
○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて本案の第二讀會を開くに決しました。

○小澤佐重喜君 直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決あらんことを望みます。
○副議長(井上知治君) 小澤君の動議に御異議ありませんか。
○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたしました。

臨時物産需給調整法の一部を改正する法律案 第二讀會(確定議)
○副議長(井上知治君) 別に御發議もありません。第三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定いたしました。(拍手)

○小澤佐重喜君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、政府提出、學校教育法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(井上知治君) 小澤君の動議に御異議ありませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は變更せられます。學校教育法案の第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。委員長 三郎君。

學校教育法案(政府提出)
第一讀會の續(委員長報告)
報告書
一 學校教育法案(政府提出)
右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。
昭和十二年三月二十日
委員長 三郎
衆議院議長 山崎 猛

【三郎君發言】
○三郎君 學校教育法案の、教育基本法案委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本法案は、去る十七日日本會議におきまして第一讀會を開き、教育基本法案の委員會に併託と相なつたのでございます。委員會は、去る十八日第四回の委員會を開きまして、高橋文部大臣より提案理由の説明がございました。ついて審議の方針、並びに質疑討論等の日程を協議決定いたしました。即日質疑にはいつたのであります。十八名の委員は、すこぶる熱心に御出席くださいまして、しかも出席委員のほとんど全部より熱心なる御質疑がございました。以下、重要な點について、簡単に質疑の内容、答辭の狀態等を御報告申し上げます。

○三郎君 本案は御承知のごとく、六・三・三制の學制を四月一日から實施する上において、缺くべからざる法律でございます。その内容は、すこぶる重要なものでございまして、六・三制實施の場、合における校舎の設備等について、十分の點がある、たゞ外形だけを整えて、内容及び實質について後退するやうな心配があるのではないかと、こういう質問に對しまして、政府委員よりは、現在のわが國の財政狀況から、六・三制實施に伴う豫算はきつめて貧弱であつて、御質問のごとき心配は萬々承知してゐるものであるが、文化國家建設のためにも、またわが國の國際的地位の回復の上からも、日本教育民主化の第一歩を踏み出すために、確固たる決意をもつてやるのであるから、その點御承知をお願いしたい、こういう答辭でありました。

次に、私立學校の校長は監督廳に届け出るだけになつてゐるので、教育上支障はないかという質問に對し、政府は、大學を除く學校の校長及び教員には、免許狀の制度を確立してゐる、そして間接的に監督を行ふことができるのであるから、決して支障はないと信ずるという答辭がありました。これに對し、學校長の免許狀によつて、私立學校においては立派な校長を得られないおそれがあるのではないかと、質問がありました。これに對し、政府委員より、校長の免許狀は教員の免許狀と異つておつて、校長の適任證とも稱すべきものであるから、その資格をきびしく限定して、立派な校長を排斥するものではないという御答辭がありました。

なお國民大衆を教育する重要な青年學校はどうなるのか、またこれが定時制の高等學校になつた場合に、文部省ではその教科内容を通常の高等學校と同様に考へる考へようだが、これは不適當ではないか、そういう質問に對しまして、政府委員よりは、勤勞大衆の教育機關として、定時制の高等學校の普及實施には、文部省として極力努力いたす考へであることと、勤勞大衆に眞に魅力のあるものをつくりたい。従つて教科内容を定める場合において

は、十分研究して遺憾のないようにいたしたいとの答辭がありました。また最も重大な點として、教育廳を新設してはどうかという質問でございまして、教育財政を確立しなければ、教育の自主性が保たれないのではないかと、こういう質問でありました。これに對して政府委員よりは、教育財政の確立はきつめて早急であるが、教育廳については、従来の根本問題と関連してゐるので、十分關係方面と協議しなければならぬ、そして協賛するの意思をもつてゐるという答辭がございました。

なほ教育委員會による教育行政の獨立要望に對して、政府委員よりは、關係方面と十分協議の上、實現に努力いたしたいとの答辭がございました。その他小學校、中學校、高等學校、大學等におつて、新制度における教育の内容及び方法等についで、きつめて詳細かつ眞實に検討せられたのであります。が、教員養成の問題については、特に六・三制實施に伴う切實な問題として、活潑に論議が續けられました。これに對して政府委員よりは、教員養成に關しては、教育刷新委員會の建議の趣旨を尊重するが、眞に新教育を擔當すべき教員の質の向上、量の確保のため十分なる措置を講じ、實施に遺憾なきことを期したいという答辭があつたのでございます。

以上は、質疑内容のあらましでございますが、私、本委員會を通じて、實に委員諸君の熱心なる態度、政府當局の眞摯なる答辭の要旨につき、特に諸君に御報告申し上げておきたい點がございまして、それは昨日の委員會におきまして、社會黨永井勝次郎君より、熱心な質疑がございました。その要點は、今六・三制を實施いたしますと、殊に國民學校の兒童に對する設備、學用品、教科書等、文

部當局においては、これらについていかなる施策があるかという、つゝ、この專門的の御質問でございました。これに對して日高學校教育局長は、文部省の考へて一切を、率直に腹の中を打ち明けて、そうして眞摯なる態度をもつて御答辯せられました。その際日高局長は、敗戦後の日本の現狀——戰爭を放棄したる日本は、文化國家建設のために、教育の徹底的な刷新改革がなされなければならない、しかも次代の日本を擔當すべき青少年に對する期待は絶大である、しかるにこの子供らに對して教科書も與へることにできないという今日の狀況は、まことに遺憾千萬であるとの意味を漏らされたのであります。が、中途におきまして、局長は言葉が詰まりまして、涙滂沱として下り、遂に發言する能わず、最後には聲をあげて泣きました。この狀況は、委員長初め各委員にも影響せられました。(拍手)委員會は、そのために約五分間一言も發する者なく、寂として静かに待たせられました。熱涙のもとに日本再建を考へたるこの學校教育法案の審議は、まさに將來文化日本建設のために、しかも將來の青少年のために期待をかけたこの熱意のほとばしりがこの委員會に現われまして、この狀況は、委員會としてはまさに頷例なきものであつたと、私は特に御報告申し上げたい。(拍手)

かくして委員諸君の專門的なる御研究と、熱心なる御質問に對しまして、文部大臣初め政府當局は、熱誠をこめて答辯せられました。本日午後一時より第六回目の委員會を開きまして、質疑を打ち切り、討論には入りませう。討論には入りましては、自由黨、進歩黨を代表して、左藤義詮君から賛成の御討論がございまして、永井勝次郎君からは、社會黨並びに國民協同黨を代表せられて、後に報告いたします希望條項大箇條を讀み上げまして、その

して賛成の御意見がございました。最後に平川篤雄君より、これまた國民協同黨を代表せられて、熱心なる賛成の御演説があつたのであります。かゝる採決に入りまして、まず本案に對する採決をいたしましたところ、満場一致、總員起立をもつて原案を可決いたしましたのであります。續いて社會黨永井君の説明せられました。國民協同黨との共同提案にかゝる希望條項が採決せられました。希望條項は、まことに機宜に適して、しかも内容は重要な點がございまして、特に委員長からこの本會議に報告したいと存じます。

希望條項 一、本法の實施に當つては、民主的な措置により施行規則等を制定すること。 二、從來の青年學校の校舍、施設、教師等の活用について格別の注意を拂うと共に、勤勞青少年の定時制教育を重んずること。 三、教師の臨時的な養成並びに恒久的な養成に關する方途を確立し、教育の革命的な刷新に萬全の基礎を固めること。 四、義務教育における教科書の編纂は廣く良識をとりいれるよう民主的な措置を講ずること。 五、義務教育における教員の俸給は可及的速かに全額國庫負擔とする。 六、盲、聾、哑學校の充實に格段の努力を拂うこと。

以上六項目でございまして、この希望條項も、満場總起立をもつて可決確定いたしましたのであります。以上は、本委員會における審議の経過並びに結果の概要を、はなはだ粗雑ではございましたが、御報告申し上げた次第でございまして。(拍手) ○副議長(井上知治君) 討論の通告があります。これを許します。高津正道君。(高津正道君登壇) ○高津正道君 私は學校教育法案に對して、賛成の意見を述べようとするものであります。 この法案は、教育基本法案とともに、實に重要な法案でありまして、たとへば今まで日本に存在して、日本の教育を刷新しておつた十六の法律及び勅令が、廢されて、この一本になるのであります。國民學校令、青年學校令、中等學校令、師範學校令、それらがみなこれに織りこまれるというところが、専門學校令、高等學校令、大學令、私立學校令、教員免許令というようなもの、この百八箇條の中に織りこまれるのであります。今までは官立大學と呼ばれておつたあの官立學校の名稱も、國立學校と改まり、四月一日よりは、國民學校といふ、ファッショのつきたあの名前が日本から消え失せて、今度は新しく、われわれに言親しみのあつた小學校といふ名で呼ばれることになるのであります。その點だけから見ても、實に重要な法案であります。政府のこの法案の扱ひ方はどうなつておるかといへば、十七日に本會議に上程して、こんなせつぱ詰まつた議會でありますから、この重要な法案に對して、各派交渉會の取極めで、やむなく政府の説明に對して、一人の質疑も許さないことになり、委員會にこれがかけられましたけれども、十八、十九の兩日、いわゆる審議された。今まで、私が議席に列してからも、多くの委員長の報告を聞いたのであります。委員會では慎重審議したと言ふ。殊に若衆委員長の大いまいの報告では、日本文化の再建は、まさにこの學校教育法案を委員會より始まるというほどの熱心なもので討議されたというところが、こゝに報告されておるものであります。私も傍聴して、それが偽りでなかつたことを知るものであります。

すけれども、しかしながらその委員の、教育議員の中の長老である松原一彦代議士の言葉の中には、文教の振興に熱意を缺いていることは、現内閣の性格の缺陷であるという言葉を聞いたのであります。 そうして討論には入り、今日私は委員會を傍聴いたしておりましたが、討論の全部の時間は、諸君、わずかに二十分でありまして、そうしてこの本會議にかけて、他に通告がないので、會期切迫しておることをおそれるがゆゑに、通告もしないものであります。私は一人特にならぬこの法案について、一言でも代議士の中から本會議において發言すべきであるというところをもつて、この壇上に貴重な時間を割いていたゞいて、立つておるのであります。(拍手) 議員がいかに熱心に法案を審議しようとしたにしても、政府がこれに協力しないならば、まつたくわれわれ議員の職務、任務を果すことはできないのであります。この百八箇條の法案を見れば、有能なる委員が出ておられることは、私ももちろん承認いたしますけれども、私どもも神わざではないので、第何條と第何條とに、どういふ矛盾があるか、この用語の解釋はどういう意味であるか、ほんとうに熱心に研究しようと思へば、これは二日や三日でできるものでは斷じてないと思ふのであります。 それでは社會黨はなぜ賛成したか。これは憲法に對する態度と同じであります。われわれが千圓の借金を申し込む。七百圓しか出さない。その場合に七百圓を受取るか。それともわれわれこれを蹴るか。共產黨は突き返し、われわれは七百圓を返さぬ。残りの三百圓は……それが大勢な……と云ふ……これがなかつた……大事な……であります。残りの三百圓は、次の議会で、われわれはこれをよい法案に改

われ／＼はこういふような政府の態度に對しては、嚴重に警告を發したいと思ふけれども、〔君の態度に對して嚴重に警告を發する〕と呼ぶ者あり本案に對しては、われ／＼は、腔の熱意を傾けるわけにいかないけれども、七〇％の熱心をもつて、將來を期して、本案に希望條件を附して賛成するものであります。私の意見は、い／＼／＼申し上げたいことがありますが、まだ／＼／＼た／＼さんの議案が控えているので、遺憾ながらこれをもちつて、椎熊君に對しても敬意を表しながら、この壇を降るものであります。(笑聲、拍手)

○副議長(井上知治君) これにて討論は終局いたしました。本案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて本案の第二讀會を開くに決しました。

○小澤佐重喜君 直ちには本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 小澤君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

○學校教育法案 第二讀會(確定議)
○副議長(井上知治君) 別に御異議もありません。第三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定いたしました。(拍手)

○小澤佐重喜君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第十ないし第十四の五案を繰上げ一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 小澤君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は變更せられました。

日程第十、石油配給公團法案、日程第十一、配炭公團法案、日程第十二、産業復興公團法案、日程第十三、貿易公團法案、日程第十四、價格調整公團法案、右五案を一括して第一讀會を開きます。商工大臣石井光次郎君。

第十 石油配給公團法案(政府提出) 第一讀會

第十一 配炭公團法案(政府提出) 第一讀會

第十二 産業復興公團法案(政府提出) 第一讀會

第十三 貿易公團法案(政府提出) 第一讀會

第十四 價格調整公團法案(政府提出) 第一讀會

石油配給公團法案 第一讀會

第一章 總則

第一條 石油配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計画及び配給手續に従ひ、品質、種類又は産地の如何にかかわらず、別表に掲げる石油類(以下單に石油類という)の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

第二條 石油配給公團は、法人とする。

第三條 石油配給公團の基本金は、六千万円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

石油配給公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融公庫から借り入れるものとする。

第四條 石油配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 基本金額に関する事項
五 役員に関する事項
六 業務及びその執行に関する事項
七 會計に関する事項
八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 石油配給公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第六條 石油配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、石油配給公團の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第七條 石油配給公團は、臨時物資需給調整法の失効又は經濟安定本部總務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、石油配給公團の解散に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第八條 石油配給公團でない者は、石油配給公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手續法第三十五條第一項の規定は、石油配給公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員
第十條 石油配給公團に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事三人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、石油配給公團を代表し、業務を總理する。
副總裁は、總裁の定めるところにより、石油配給公團を代表し、總裁を輔佐して石油配給公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

理事は、總裁の定めるところにより、石油配給公團を代表し、總裁及び副總裁を輔佐して石油配給公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行う。

監事は、石油配給公團の業務を監査する。

第十一條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、石油配給公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して、一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 石油配給公團の役員及び職員は、石油類の生産、精製、保管、加工、賣買若しくは輸送を業とする会社若しくは他の企業に從事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 石油配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、商工次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

石油配給公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に關して特例を定めたときには、これによるものとする。

第三章 業務

第十五條 石油配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計画及び配給手續並びにこれらに關する指示に基き、主務大臣の監督に従ひ、左の業務を行う。

一 物價の定める價格による石油類の一手買取及び一手賣渡
二 石油類の保管及び加工
三 石油類の配給及びこれに附帶する業務
四 輸送施設の配置及び使用に關する法令に基き石油類の適切な輸送を行うために必要な措置

五 石油類の販賣業者の指定
前項第五号の指定は、經濟安定本部總務長官の定める條件に基き主務大臣の認可を受けなければならない。

第十六條 石油配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項

の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十七條 石油配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作製し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを要更しようにするときは同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 石油配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 石油配給公團は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

石油配給公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならない。

査を受け、その承認を受けなければならない。

石油配給公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

石油配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整理し、かつ明確に記載し、會計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

會計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第五節 監督及び助成

第二十條 経済安定本部総務長官は、割当計画及び配給手続に關して、石油配給公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、石油類の適正な配給を確保するため必要があるとき認めるときは、石油配給公團に對して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、石油類の適正な配給を確保するため必要があるとき認めるときは、石油配給公團に對して、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があるとき認めるときは、石油配給公團に對して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査せる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第二十一條 石油配給公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與へる必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを要更しようにするときは同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、石油配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、石油配給公團の役員が石油配給公團の目的及び業務に關して、その任に適合せず、又はその職務を適切に遂行していないとき認めるときは、これを解任することができる。

第二十三條 主務大臣は、石油配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときは、石油配給公團の所有の簿算人に対し、当該会社の所有に關する施設の一部又は全部を、石油配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、石油配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときは、石油配給公團に必要となる施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に對して、当該施設を石油配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の用料は、経済安定本部総務長官がそのあらかじめ定める方針に基いて、適正に定めるものとする。

前項の規定によつて使用料が定められたときには、石油配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、石油配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときは、石油配給公團の清算人に対し、当該会社が所有し、又は占有している資産の全部又は一部を石油配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、石油配給公團は、前項の資料の譲渡又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に對して、正當の補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができる。

主務大臣は、石油配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときは、経済安定本部総務長官の定めの方針に基き、運輸大臣の同意を得て、必要な輸送施設の所有者若しくは占有者又は運輸大臣を含む管理者に對して、当該輸送施設を石油配給公團の使用に供することを命じ、又は求めることができる。

前項の場合において、石油配給公團は、關係者に對し正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第八項の命令又は要求をなすことができる。

主務大臣は、石油配給公團が賃借した施設を管理し、又は必要があるとき認めるときは、保險を附する等の措置を石油配給公團にとらしめることに關し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の実施に關して石油配給公團又は關係各大臣を含む關係者に對して迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項、第五項又は第八項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした石油配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十四條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

第二十八條 第八條の規定に違反して、石油配給公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附則

第三十九條 この法律施行期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時に、その効力を失う。

石油配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用及び石油配給公團の清算に関しては、この法律は、その時以後もなほその効力を有する。

第三十一條 石油配給公團が成立したときには、石油配給株式会社は、解散する。

前項の規定による石油配給株式会社清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十二條 政府は、設立委員を命じて、石油配給公團の設立に関する事務を処理させる。

第三十三條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十四條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なくその事務を石油配給公團の総裁に引き継がなければならない。

総裁が前項の事務の引継を受けるときには、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

石油配給公團は、設立の登記をするによつて成立する。

第三十五條 石油配給公團でない者で、この法律施行の際現に石油配給公團又はこれに類似する名称を

用いてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

第三十六條 登録税法の一部を、次のように改正する。

第十九條第七号中「蠶絲共同組合」の上に「法令ニ依ル公團」を、「蠶絲業法」の上に「公團ニ關スル法令」を加える。

第三十七條 印紙税法の一部を、次のように改正する。

第五條第六号ノ六を次のように改める。

六ノ六 法令ニ依ル公團ノ業務ニ關スル證書帳簿

別表
一 揮発油
二 燈油
三 輕油
四 重油
五 機械油及び半固体機械油
六 石油副生品
(一) アスファルト
(二) 石油ピッチ
(三) バラフィン

配炭公團法案
第一章 總則
第一條 配炭公團は、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に従い、石炭及びコークス並びに別表第一に掲げる亜炭（以下指定亜炭という。）の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

配炭公團は、法人とする。

第二條 配炭公團は、主たる事務所を東京都に置く。

配炭公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に関する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 配炭公團の基本金は、三億円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

配炭公團の運営資金は、必要があるときは、復興金融公庫から借り入れるものとする。

第四條 配炭公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 基本金額に関する事項
五 役員に関する事項
六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項
八 公告の方法
定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 配炭公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第六條 配炭公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、配炭公團の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第七條 配炭公團は、臨時物資需給調整法の失効又は経済安定本部総務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、配炭公團の解散に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第八條 配炭公團でない者は、配炭

公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、配炭公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員
第十條 配炭公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、配炭公團を代表し、第十五條の規定に基き、その業務を總理する。

副總裁は、總裁の定めるところにより、配炭公團を代表し、總裁を補佐して配炭公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

理事は總裁の定めるところにより、配炭公團を代表し、總裁及び副總裁を補佐して配炭公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

監事は、配炭公團の業務を監査する。

第十一條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、配炭公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 配炭公團の役員及び職員は、石炭、コークス又は亜炭の生産、選別、保管、加工、賣買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他

の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 配炭公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、商工次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

配炭公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に從うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に關して特例を定めたときには、これによるものとする。

第三章 業務
第十五條 配炭公團は、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続並びにこれらに關する指示に基き、主務大臣の監督に従い、左の業務を行う。

一 物價廳の定める價格による石炭、コークス及び指定亜炭の一手買取及び一手賣渡

二 前号に掲げる物資の保管、検査及び輸送

三 前各号の事業に附帶する業務

第十六條 配炭公團は、石炭、コークス又は指定亜炭の生産業者からこれらの者が生産したすべての石炭、コークス又は指定亜炭を買取りなければならない。

配炭公團は、山元又は主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて指示する荷渡場所において前項に掲げる物資の荷渡を受けなければならない。

前二項に定めるものの外主務大臣は、経済安定本部総務長官の承

認を受けて石炭、コークス又は指定炭炭の買収又は賣渡について必要事項を定めることができる。

配炭公團は、第二項の規定による荷渡場所において、役員又は職員に荷渡を受ける石炭、コークス又は指定炭炭の品質、数量その他必要な事項について適確な検査をさせなければならない。

配炭公團は、前項の規定により、役員又は職員に検査をさせる場合には、命令の定める所により、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第十七條 配炭公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十八條 配炭公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十九條 配炭公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十條 配炭公團は、前條の各期

毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度終了後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は、前項の規定による承認を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

配炭公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

配炭公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

配炭公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整理し、且つ明確に記載し、會計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

會計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十一條 経済安定本部総務長官は、配炭公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、石炭、コークス又は指定炭炭の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、配炭公團に対し、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、石炭、コークス又は指定炭炭の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、配炭公團に対して、経済安定本部総務長官の定める罰則計画及び配給手続に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときには、配炭公團に対して報告をさせ、又は当該公團に、必要な場所、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該公團に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第二十二條 配炭公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において、認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十三條 主務大臣は、配炭公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、配炭公團の役員が配炭公團の目的及び業務に關して、その任に過せず、又はその職務を適切に遂行してないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十四條 主務大臣は、配炭公團の業務を行うため必要があると認めるときには、日本石炭株式會社、昭和第一に掲げる石炭販賣株式會社（以下指定炭炭会社とす。）又は日本石炭株式會社の清算人に対し、当該会社の所有に關する施設の一部又は一部を、配炭公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、配炭公團の業務を行うため必要があると認めるときには、配炭公團に必要な施設の所有若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、当該施設を配炭公團に貸與することを命ずる。又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて適正に定めるものとする。

前項の規定によつて、使用料が定められたときには、配炭公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、配炭公團の業務を行うため必要があると認めるときには、第一項に掲げる会社の清算人に対して、当該会社が所有し、又は占有している資料の全部又は一部を配炭公團に譲渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、配炭公團は、前項の資料の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に対して、正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

と認めるときには、保險を附する等の措置を配炭公團にとらしめることに關し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の実施について配炭公團又は關係各大臣を含む關係者に対して迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十五條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 左の場合においては、その違反行為をなした配炭公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十一條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十七條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十五條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して、配炭公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを二万円以下の過料に処する。

附則

第三十條 この法律施行の期日は、

勅令でこれを定める。

第三十一條 石炭及コークス配給統制法及び同法施行令は、配炭公團成立の日においてこれを廃止する。但し、これらの法令廢止以前にこれらの法令に基いてなした行爲に關する罰則の適用については、これらの法令は、その廢止後もなおその効力を有する。

第三十二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時に、その効力を失ふ。

配炭公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行爲に對する罰則の適用及び配炭公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三十三條 配炭公團が成立したときには、日本石炭株式會社、指定會社及び日本石炭株式會社は、解散する。

前項の規定による會社の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十四條 政府は、設立委員を命じて、配炭公團の設立に關する事務を處理させる。

第三十五條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遲滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十六條 出資金の拂込があつたときには、設立委員は、遲滞なくその事務を配炭公團の總裁に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けるときには、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遲滞なく設立の登記をしなければならない。

配炭公團は設立の登記をすることによつて成立する。

第三十七條 配炭公團でない者で、この法律施行の際現に配炭公團又はこれに類似する名称を用いてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

別表第一
第一條第一項の規定による指定配炭は、左の通りとする。
亞細亞三、五〇〇カローリ以上の亞炭

別表第二
第二十四條第一項の規定による指定會社は、左の通りとする。
北海道石炭販賣株式會社
東北石炭販賣株式會社
關東石炭販賣株式會社
東海石炭販賣株式會社
近畿石炭販賣株式會社
中國石炭販賣株式會社
四國石炭販賣株式會社
九州石炭販賣株式會社

産業復興公團法案
第一章 總則

第一條 産業復興公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な産業政策及び産業計画に従ひ、産業設備又は資材の整備又は活用を図り、以て産業の速かな復興を促進することを目的とする。

第二條 産業復興公團は、法人とする。事務所を東京府に置く。

第三條 産業復興公團は、主務大臣の認可を受けて、第十六條に規定する業務を行ふために必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第四條 産業復興公團の基本金は、二億圓とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資するものとする。

産業復興公團の運営資金は、必要があるときは、復興金融公庫から借り入れるものとする。

第四條 産業復興公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名稱
三 事務所の所在地
四 基本金額に關する事項
五 役員に關する事項
六 業務及びその執行に關する事項
七 會計に關する事項
八 公告の方法
九 定款は、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 産業復興公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第六條 産業復興公團には、所得税及び法人税を課さない。

第七條 産業復興公團が第十六條に規定する業務のため、不動産に關する権利の取得又は所有權の保存に關して登記を受けた場合には、その登録料の額は、不動産の價格の千分の一とす。

第八條 産業復興公團は、經濟安定本部總務長官の命令によつて解散する。

經濟安定本部總務長官は、前項の命令をなす場合には、主務大臣にはからなければならない。この場合において命令の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

前項に定めるものの外産業復興公團の解散に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第九條 産業復興公團でない者は、産業復興公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、産業復興公團にこれを適用する。

第二章 役員及び職員
第十一條 産業復興公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、産業復興公團を代表し、第十六條の規定に基き、その業務を總理する。

副總裁は、總裁の定めるところにより、産業復興公團を代表し、總裁を補助して産業復興公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行ふ。

理事は、總裁の定めるところにより、産業復興公團を代表し、總裁及び副總裁を輔佐して産業復興公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行ふ。

第十二條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十三條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、産業復興公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して、一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限を有する代理人を選任することができる。

第十四條 産業復興公團の役員及び職員は、産業復興公團から産業設備又は資材の貸付を受ける會社の株式を所有し、又はこれらの會社その他の企業に業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十五條 産業復興公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、親任の待遇とし、總裁以外の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの役員は、主務大臣がこれを定める。

産業復興公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に從うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に關して特例を定めたときには、これによるものとする。

第三章 業務
第十六條 産業復興公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な産業政策及び産業計画に基いて主務大臣のなす指導及び監督に從ひ、左の業務を行ふ。

一 經濟安定本部總務長官が定める方策に基く産業設備の建設及びその貸付又は賣渡

二 經濟安定本部總務長官の定める方策に基く産業設備又は資材の買受及びその貸付又は賣渡

三 前二号に掲げるものの外、經濟安定本部總務長官の指定する業務

は、定款の定めるところにより、産業復興公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して、一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限を有する代理人を選任することができる。

第十五條 産業復興公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、親任の待遇とし、總裁以外の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの役員は、主務大臣がこれを定める。

第十七條 産業復興公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十八條 産業復興公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 会計

第十九條 産業復興公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十條 産業復興公團は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

産業復興公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

産業復興公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納入しなければならない。産業復興公團は、その帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

會計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十一條 経済安定本部総務長官は、その基本的な産業政策及び産業計画に關して産業復興公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、産業の速かな復興を図るため必要があるときは、産業復興公團に對して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、産業の速かな復興を図るため必要があるとき、経済安定本部総務長官の定める基本的な産業政策及び産業計画に基づいて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があるとき、産業復興公團又は産業復興公團から産業設備若しくは資材の貸付を受ける者に対して、報告を

させ、又は当該官吏に、必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯せなければならない。

第二十二條 産業復興公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十三條 主務大臣は、産業復興公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、産業復興公團の役員が産業復興公團の目的及び業務に關して、その任に適合せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十四條 主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があるとき、産業復興公團の所有する施設の全部又は一部を、産業復興公團に貸與することを命ずることができる。

大蔵大臣を含む管理者に對して、当該施設を産業復興公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官がそのあらかじめ定める方針に基いて、適正に定めるものとする。

前項の規定によつて使用料が定められたときには、産業復興公團は、第八條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて、第一項又は第二項の施設を貸借するものとする。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があるとき、産業復興公團が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を、産業復興公團に譲り渡し、又は引渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、産業復興公團は、前項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができる。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行うため必要があるとき、経済安定本部総務長官の定める方針に基き、運輸大臣の同意を得て、必要な輸送施設の所有者若しくは占有者又は運輸大臣を含む管理者に對して、当該輸送施設を産業復興公團の使用に供することを命じ、又は求めることができる。

前項の場合において、産業復興公團は、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第八項の命令又は要求をなすことができる。

主務大臣は、産業復興公團が賃借した施設を管理し、又は必要があるとき、これを、保險を附する等の措置を産業復興公團にとらしめることに關し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の実施について産業復興公團又は関係各大臣を含む関係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十五條 前條第一項、第二項、第五項又は第八項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 左の場合においては、その違反行為をなした産業復興公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十六條に規定されていない業務を行つた場合
二 第二十一條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十七條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。
法人（産業復興公團を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

の他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十五條又は前條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十九條 第九條の規定に違反して、産業復興公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万圓以下の過料に処する。

附則

第三十條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十一條 産業復興公團法（以下旧法という）は、これを廢止する。但し、旧法に基いてなした行為に關する罰則の適用については、旧法は、その廢止後もなおその効力を有する。

第三十二條 旧法による産業復興公團は、第三十三條乃至第三十七條の規定により、この法律による産業復興公團になるものとする。

第三十三條 主務大臣は、改組委員を命じて、産業復興公團を産業復興公團にするために必要な事務を處理させる。

第三十四條 改組委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

第三十五條 産業復興公團に対する政府の出資は、これを第三條第二項の規定による産業復興公團に対する政府の出資に引き当てるものとする。

第三十六條 第三十四條の認可があつたときには、改組委員は、遅滞なくその事務を産業復興公團總裁に引き継がなければならない。總裁は前項の事務の引継を受けるときには、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立

の登記をしなければならない。

産業復興公團は、設立の登記をするによつて成立する。

第三十七條 産業復興公團の成立により、産業復興公團はこれに吸収されるものと、産業復興公團の一切の權利義務は、この法律の規定に基き、産業復興公團において承継する。

第三十八條 産業復興公團でない者で、この法律施行の際現に産業復興公團又はこれに類似する名称を用いてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定を適用しない。

第三十九條 登録費法の一部を、次のように改正する。

第十九條第七号中「産業復興公團」及び「産業復興公團法」を削る。

第四十條 印紙税法の一部を、次のように改正する。

第五條の六の五の二を削る。

貿易公團法案

第一章 總則

第一條 貿易公團は、経済安定本部總務長官の定める輸出入に關する基本的な政策及び計画に基き、主務大臣の定める輸出入計画及び輸出入手続に従ひ、輸出入に關する業務を行うことを目的とする。

第二條 貿易公團の種類は、左の通りとする。

- 第一 鉱工業貿易公團
- 第二 繊維貿易公團
- 第三 食糧貿易公團
- 第四 原材料貿易公團
- 第五 前項の貿易公團の取り扱う製品の種類は、命令で、これを定める。

第三條 貿易公團は、主たる事務所を東京都に置く。

貿易公團は、主務大臣の認可を受けて、輸出入に關する業務を行うための必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第四條 貿易公團の基本金は、左の通りとする。

- 第一 鉱工業貿易公團 千五百萬圓
- 第二 繊維貿易公團 三千萬圓
- 第三 食糧貿易公團 千五百萬圓
- 第四 原材料貿易公團 二千萬圓

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。貿易公團の運営資金は、必要があるときには、貿易資金から借り入れるものとする。

第五條 貿易公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金額に關する事項
- 五 役員に關する事項
- 六 業務及びその執行に關する事項
- 七 會計に關する事項
- 八 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部總務長官の認可を受けて、これを變更することができない。

第六條 貿易公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第七條 貿易公團には、所得税及び法人税を課さない。

第八條 貿易公團は、臨時物資需給調整法の失効又は経済安定本部總務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、貿易公團の解散に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第九條 貿易公團でない者は、貿易公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、貿易公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十一條 貿易公團に、役員として理事長、副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。理事長は、貿易公團を代表し、第十六條の規定に基き、その業務を總理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、貿易公團を代表し、理事長を補佐して貿易公團の業務を掌理し、理事長に事故のあるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、貿易公團を代表し、理事長及び副理事長を補佐して貿易公團の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故のあるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときにはその職務を行う。

監事は、貿易公團の業務を監査する。

第十二條 理事長、副理事長、理事及び監事は、主務大臣が任命する。

第十三條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところにより、貿易公團の職員のうちから、

主たる事務所又は從たる事務所の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする權利を有する代理人を選任することができる。

第十四條 貿易公團の役員及び職員は、輸出入に關する事務を営む会社の株式を所有し、又はこれら会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十五條 貿易公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

理事長たる者は、貿易局長と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

貿易公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に從うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部總務長官の承認を受けて、給與、服務その他の必要な事項に關して、特例を定めたときには、これによるものとする。

第三章 業務

第十六條 貿易公團は、経済安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計画に基き、主務大臣の監督に從ひ、輸出入に關する左の業務を行う。

- 一 輸出品の発注、買取、保管及び輸送並びに政府に對する賣渡
- 二 輸入品の引取、保管、輸送及び引渡
- 三 主務大臣の定める輸出入に關する原材料及び包装材料の取得及び配分
- 四 前各号に附帶する業務

前項第三号の業務は、原材料貿易公團に限つてこれを行うことができる。但し、輸入品の取得及び

第二十九條 第九條の規定に違反して、貿易公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万圓以下の過料に処する。

附則

第三十條 この法律施行の期日は、

勅令でこれを定める。
第三十一條 主務大臣は第二十四條第一項の團體の財産又は債務を貿易公團に引き継がせることができる。
主務大臣は、前項の措置をなすときには、大藏大臣にはからなければならぬ。

第三十二條 貿易公團が成立したときには、第二十四條第一項の團體は解散する。
前項の規定による團體の清算は昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十三條 政府は、設立委員を命じ、貿易公團の設立に関する事務を処理させる。
第三十四條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。
第三十五條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なくその事務を貿易公團の理事長に引き継がなければならない。

理事長が前項の事務の引継を受けるときには、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は遅滞なく設立の登記をしなければならない。
貿易公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十六條 この法律は、臨時物資需給調整法の失効の時に、その効力を失ふ。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用及び貿易公團の清算に関しては、この法律は、そのとき以後もなおその効力を有する。

第三十七條 貿易貸金特別會計法の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「昭和二十年法律第五十三號第二條の規定による貿易貸金」の下に「及び一般會計からの繰入金九億五千萬圓」を加える。

價格調整公團法案
價格調整公團法
第一章 總則

第一條 價格調整公團は、経済安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に従い、物價廳長官の定める價格等（以下指定價格等という。）の適正な調整に関する業務を行うことを目的とする。

前項の價格等とは、價格、運送賃その他給付の対價である財産的給付をいう。
價格調整公團は、法人とする。

第二條 價格調整公團は、主たる事務所を、東京都に置く。
價格調整公團は、物價廳長官の認可を受けて、價格等の調整に関する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 價格調整公團の基本金は、三千万圓とする。
前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

價格調整公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融公庫から借り入れるものとする。
第四條 價格調整公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 事務所の所在地
三 基本金額に関する事項
四 役員に関する事項
五 業務及びその執行に関する事項
六 會計に関する事項
七 公告の方法

定款は、物價廳長官及び経済安定本部総務長官の認可を受けて、これを變更することができる。
第五條 價格調整公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第六條 價格調整公團には、所得税及び法人税を課さない。
都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、價格調整公團の事業に対しては、地方税を課することとはできない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第七條 價格調整公團は、経済安定本部総務長官の命令によつて解散する。
經濟安定本部総務長官は、前項の命令をなす場合には、物價廳長官にはからなければならない。この場合において命令の最終責任は經濟安定本部総務長官にあるものとする。

前項に定めるものの外、價格調整公團の解散に関して必要な事項は、勅令でこれを定める。
第八條 價格調整公團でない者は、價格調整公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、價格調整公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員
第十條 價格調整公團に、役員として、理事長副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

理事長は、價格調整公團を代表し、第十五條の規定に基き、その業務を総理する。
副理事長は、定款の定めるところにより、價格調整公團を代表し、理事長を補佐して價格調整公團の業務を掌理し、理事長に事故のあるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、價格調整公團を代表し、理事長及び副理事長を補佐して價格調整公團の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故のあるときにはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときにはその職務を行う。
監事は、價格調整公團の業務を監査する。

第十一條 理事長、副理事長、理事及び監事は、物價廳長官がこれを任命する。

第十二條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところにより、價格調整公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所業務の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 價格調整公團の役員及び職員は、指定價格等に対する給付の目的である物資の生産、精製、加工、保管、賣買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社の株式を所有し、又はこれらに關する他の企業業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 價格調整公團の役員及び職員は、官吏その他の政府職員とする。
理事長たる者は、物價廳次長と

同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、物價廳長官がこれを定める。

價格調整公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部総務長官の承認を受けて、給料、服務その他の必要な事項に關して特例を定めたときには、これによるものとする。

第三章 業務
第十五條 價格調整公團は、經濟安定本部総務長官の定める基本的な政策及び計画に基いて、物價廳長官のなす指導及び監督に従い、左の業務を行う。

一 經濟安定本部総務長官の定める方策に基き價格等の調整のための資金の受入又は交付
二 經濟安定本部総務長官の定める方策に基き價格等の調整のための買取及び賣戻
三 前各号の業務に附帶する業務
第十六條 價格調整公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、物價廳長官及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第十七條 價格調整公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第十八條 價格調整公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第十九條 價格調整公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第二十條 價格調整公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第二十一條 價格調整公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第二十二條 價格調整公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月毎の事業計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときは、物價廳長官及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 價格調整公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 價格調整公團は、前條の各期毎に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを經濟安定本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行うときは、物價廳長官及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

價格調整公團は、第一項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

價格調整公團は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

價格調整公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整理し、かつ明確に記載し、會計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

會計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十條 經濟安定本部總務長官は、その定める基本的な政策及び計画に關して、價格調整公團を指導監督する。

經濟安定本部總務長官は、價格等の適正な調整を図るため必要があると認めるときは、價格調整公團に對し、監督上必要な命令をなすことができる。

物價廳長官は、價格等の適正な調整を図るため必要があると認めるときは、價格調整公團に對し、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計画に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

物價廳長官又は經濟安定本部總務長官は、必要があるとき、價格調整公團に對し、報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

價格調整公團は、必要があるとき、指定價格等に對する給付をなす者（以下單に業者という）、業者の所有する物資の占有者又は業者から指定價格等に對する給付を受ける者に對し、價格等の調整に關し、報告を徴し、書類の提出を求め、若しくは帳簿の作成を命じ、又は命令の定めるところにより、當該官吏に必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

前二項の規定により、當該官吏に臨検検査をさせる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第二十一條 價格調整公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與へる必要があるときは、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときは、物價廳長官及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第二十二條 物價廳長官は、價格調整公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部總務長官は、價格調整公團の役員が價格調整公團の目的及び業務に關してその任に適合せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

第二十三條 物價廳長官は、必要があるとき、指定價格等に對する給付をなす者（以下單に業者という）、業者の所有する物資の占有者又は業者から指定價格等に對する給付を受ける者に對し、價格等の調整に關し、報告を徴し、書類の提出を求め、若しくは帳簿の作成を命じ、又は命令の定めるところにより、當該官吏に必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

價格調整公團は、前項の命令によつて、價格調整公團に賣り渡された物資を、物價廳長官が定める額で、その物資の賣主に賣り戻さなければならない。

第二十四條 物價廳長官は、必要があるとき、指定價格等に對する給付を受ける者に對し、その價格等を物價廳長官の定めるところにより、價格調整公團に支拂うことを命ずることができる。

價格調整公團は、前項の場合において價格等の受領につき、業者から委任があつたものとする。

第六章 罰則

第二十五條 第二十三條第一項又は前條第一項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 左の場合においては、その違反行為をなした價格調整公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十五條に規定しない業務を行つた場合。

二 第二十條第二項及び第三項の規定による經濟安定本部總務長官又は物價廳長官の監督上の命令に違反した場合。

第二十七條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は書類の提出をなさず、若しくは虚偽の記載をした書類を提出し、又は帳簿の作成を怠り、若しくは帳簿に虚偽の記載をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八條 前三條の罪を犯した者には、情状は因り、懲役及び罰金を併科することができる。

法人（價格調整公團を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十五條又は前條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して、價格調整公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附則

第三十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十一條 價格調整公團が成立したときは、昭和二十一年十二月十一日以後、指定價格等に對する給付をなす業に従事した統制機關は、解散するものとする。

前項の規定による統制機關の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十二條 政府は、設立委員を命じて、價格調整公團の設立に關する事務を処理させる。

第三十三條 設立委員は、定款を作成して、物價廳長官及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十四條 基本金の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を價格調整公團の理事長に引き継がなければならない。

理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく登記をしなければならない。

價格調整公團は、設立の登記をするによつて成立する。

第三十五條 價格調整公團でない者で、この法律施行の際現に價格調整公團又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

昨秋の議會におきまして、石炭及びコークス配給統制法の一部を改正する法律が協賛せられて、現在衆議院の附帯決議として、現在全國の一手工取、元賣の機關である日本石炭株式會社を解散し、速やかに民主的な新配給機構に移行することを可とする旨の要望がございました。政府はこれに鑑みまして、直ちに石炭及びコークスの各配給機構改進黨議會を開催いたしました結果、兩院議會より政府に對して、それら各中が提出されました次第でございます。

また石油類につきましては、昨秋從來石油類の配給統制を實施して、石油配給會社解散の指令が、連合國總司令部より發せられました。その後石油類についていかなる機關によつて配給統制を實施するかについて、關係各方面の意見を徴し、種々検討いたしました。今に至つた次第でございます。

以上のような経緯を經りましたが、その後の情勢の變化もありまして、慎重研究の結果、政府といたしましては次のような結論に到達いたしました次第であります。すなわち今後の經濟政策の根本は、近く提案の豫定されて居ります私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律案に盛り込まれた公正な自由競争にあり、従つて關係の事業者を主體とする民間の統制團體による統制は、この際豫算することが適當であると考へるのであります。しかしながら現在のような窮乏の底にある經濟のもとにおいては、ある程度の統制は絶対に避くべからざるものであります。殊に石炭、コークス、亞炭のごとく、各産業活動の基礎をなす物資であつて、しかもその配給が極度に逼迫しており、さしあたり強力な統制を必要とするものについては、政府またはこれに代るべき政府機關とも稱すべきものによつて、政府みずからの責任において、嚴重にこれを行ふ必要があると認

めたのであります。この點は石油類についても同様でありまして、殊に石油類は、その供給源は五分の四を連合國に仰いでいる有様でありますので、連合國に對して輸入を懇請する前提條件としても、配給に關して政府みずからの責任を負う體制を整へる必要があるものであります。かかる觀點から本問題を検討いたしました結果、成案を得ましたのが、こゝに提出されました兩法案でございます。以下、兩法案の概要について申し述べます。

第一に、配炭公團及び石油配給公團は、石炭または石油類の一手買取及び賣渡をなす公法人であります。公團は官廳自體ではありませんが、從來の營團と官廳との中間にくだる廣義の政府機關であります。その基本金は、全額政府より出資し、運営資金は復興金融公庫から借り入れることとしてしております。公團の役員及び職員は、すべて政府職員とすることとしております。しかしこれら役員職員は、原則として廣く民間より人材を收容し、いわゆる官統統制の弊に陥らぬように留意してまいる所存でございます。公團の監督につきましては、經濟安定本部總務長官並びに主務大臣がこれを執行することとなつておりまして、會計に當ることとしてあります。

なお配給公團の制度は、この經濟危機を乗り切るための臨時の措置でありますので、經濟安定本部令及び臨時物資配給調整法と歩調をそろへ、明年四月一日か、經濟安定本部の廢止のときいづれか早いときに、この二つの公團法はその效力を失ふこととしたしております。以上申し述べましたごとく、配給公團の組織及び運用に關しましては、政府の責任に必要なる統制を強力に行う一面、いわゆる官統統制のごとき弊害は極力これを抑止し、産業復興と國民經濟

濟生活の安定のために、これら物資の配給に萬全を期せんとするものであります。次に、産業復興公團法案について申し上げます。政府におきましては、さきに第九十臨時議會の御協賛を得ました産業復興公團法に基き産業復興公團を設立いたしました。目下著々その事業を推進中でありまして、今般物資配給等の分野におきまして配給公團の設立に伴ひまして、從來の營團組織を公團組織に改組したる必要を生じました。このため、こゝに新たに産業復興公團法を制定いたしました。これにより産業復興公團を設立して、産業復興公團の一切の事業をこれに引續かせることとした次第であります。

産業復興公團法は、その内容におきまして、從來の産業復興公團法とその實體を一にするものであります。營團を公團に改めしめた結果、役員職員は官吏その他の政府職員をもつてこれにあつてることとした。また公團の業務運営に關する監督規定も、これを一層厳密にいたしました。また公團の業務としての性格を明確ならしめ、もとより、經濟安定本部の定めする基本的な産業復興公團の實施機關たる機能を、規定上明瞭にいたしましたのであります。また從來産業復興公團におきましては、産業設備及び資材の建設、貸付及び賣渡に關する業務のみを實施いたすことと相なつておりました。が、産業復興に關する對策を強力に實施いたしますためには、その業務の範圍も、いま一段の幅をもたすことが適當であると思ひいたしました。結果、今回の改組の機を利用いたしまして、右の業務のほか、新たに經濟安定本部總務長官の臨時指定する事業をも行ふことができることとしたのであります。

以上の諸點の改正を通じて、新法による産業復興公團は、産業復興公團におけるよりも一層強力となり、國家機關の性格を明瞭にいたすことと相なつたのであります。産業復興公團に關する所期の機能を、さらに強く發揮せしめることができると考へておる次第であります。次に貿易公團法について申し上げます。わが國の輸入貿易は、連合軍總司令部の好意ある取扱によりまして、終戦以來漸次軌道に乗り、相當の進展をみております。御承知の通りこれら輸入貿易は、總司令部の嚴重なる管理のもとに運行されておる貿易貿易であります。またわが國としては、唯一の貿易專管機關たる貿易廳の責任において行われる一種の國營貿易であります。しかし輸入輸出に關する一切の業務を貿易廳で行うことは、豫算や人員の點から無理があり、また業務の能率的な遂行に不適當な點もあつたので、貿易廳のもとに、便宜輸入品の品目別に、七十有餘の民間團體たる輸入取扱機關を指定して、その業務運営に當らせてまいつたのであります。何分にも當初の急務に應ずるため取急ぎ設けた團體でありますので、その形態も極々で、運営上不便があり、早晩整備の必要に迫られていたものであります。またこれら機關は、私的獨占禁止の方針に觸れる恐れがあり、これらの輸入取扱機關による業務の遂行は、不適當な事態になつたのであります。従つて政府といたしましては、私的獨占禁止の趣旨に即應し、かつ能率的な業務運営、民間業界の創意と協力を十分に生かすべき方針のもとに、各方面の意見を徴し、慎重に検討の結果、貿易貿易の運営について公團制度をとることとしたのであります。こゝに貿易公團法を提出いたしました次第であります。

この法律案の構想は、他の一般公團と同様であります。貿易關係事務は復雜多岐にわたつたのであります。運輸の開發を期するため、鐵道、鐵道貿易公團、纖維貿易公團、食糧貿易公團及び原材料貿易公團の四つの種類を設けたこと、公團の運営資金は、貿易資金特別會計の貿易資金から借り得ること、業務の内容その他若干の點において、公團と異なる特異な點が含まれて居るのであります。以上、四案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに御協賛あらんことを希望いたします次第でございます。（拍手）

○副議長（井上知治君） 物價總長長工藤昭四郎君。

〔政府委員工藤昭四郎君登壇〕

○政府委員（工藤昭四郎君） ただいま上程されました價格調整公團法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

價格調整の業務は、從來配給統制會社等の民間統制團體によつて實施せられてきたのであります。が、今般企業獨占の禁止及び臨時物資配給調整法に基き、物資の配給方式の改變に基き、これら統制機關は、一手買取販賣及び物資の割當業務等の統制機能を喪失し、解散が豫定せられるに至りましたので、從來これら統制機關が實施してまいりました價格調整のうち、新たに配給公團が設立せられ、その取扱います物資については、それらの公團で價格調整を實施することになります。それ以外の物資については、なお價格調整の繼續を必要とするものにつきまして、價格調整公團を設立し、これを實施せんとするものであります。

價格調整公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的政策及び計畫に基いて、物價總長官の指導監督に従ひ、次の業務を行ふものであります。すなわち、その一として、價格調整のための資金の受入または交付、その二として、價格調整のための買取及び賣もどし、その三として、前述の業務に附帶する業務であります。なお

價格調整公團の充足にあたりましては、できる限り民間の経験者を公團の役員に任命し、業務運営の円滑適正を期したいと存じます。

以上をもちまして、價格調整公團法案の提案理由の説明を終ります。何とぞ御審議の上、速やかに御採決あらんことを切望致します。

○副議長(井上知治君) 質疑の通告があります。順次これを許します。細田綱吉君。

〔細田綱吉君登壇〕
○細田綱吉君 たいい提案されました石油配給公團その他の公團、特に物資配給を主としております石炭、石油、産業復興等の公團について、共通した點を簡單に御質問申し上げたいと思つております。

生産資材の不足のものと、おきまして、生産を確保増加し、生産の復興あるいは生活の確保に、あるいはまた産業の復興に、輸出入の増進に寄與せんとするならば、そこには必ず高度な計畫性を必要といたします。物が豊富にあり余るときならいざしらず、物が不足していけばいかに、そこには高度な計畫性が必然的に必要になつてまいります。巷間やうもしますと、終戦と同時に自由経済に返すというやうなことを強調する向きもありますが、けれども、物と需要のバランスの極端に失われております現在、自由主義経済が許さるべくもあらざることは、先ほどの商工大臣の御説明にもありました。また私が今さらこの點を駁々申し上げる必要はないと考へております。

しかし計畫經濟は、最も民主的な構想の上に立つてのみ可能でありまして、もし民主的な立場を逸脱することなきことがありますならば、そこには似て非なるいわゆる官僚統制か、あるいはまた大資本に統制されました獨占資本の形に陥つていゝとは、過去の經驗

が既にわれわれに十二分に教えておるところであります。政府は今回發回の公團法を提案されましたが、はたして本公團法の實施によつて、眞にその機能發揮できるかどうか。左の數點について御質問申し上げます。何とぞ御答へを賜ふと思ひます。

まず第一に、本公團に盛られております精神と、従来の統制會社の他の統制機關に盛られていた指導精神との間に、どれだけの違いがあるか。なるほど本公團は、従来の會社制度より官廳に變つております。會社員より官吏に、その取扱ひ人が違つております。従つて表面的に見ますならば、その仕事の結果については、官吏としての責任を負ひ、さらに官吏を統制する大臣が、その責任を負うという事になりましよう。しかしながら從來といへども、統制機關はいずれも政府の責任において設立されておる。しかも主務大臣が、いづれもこれを指導監督するに、たゞ立場に置かれておるのみで、従つて、あるいは非違を犯すようなことがありますれば、もちろんその社員も責任を負ひましようが、またこれを指導監督する立場にある主務大臣が責任を負ひましよう、また當然であつたのであります。

また特定物資の取扱ひについて、國家的見地からこれが配給利用の方法が講ぜられなくてはならぬと言ひますならば、これまで官廳でなくとも、從來の統制機關はそれと同様の目的をもつて設立され、その方向に向つて機能が發揮されておつたはずであります。こうした點を種々検討してまいりますならば、今度の配給公團法に盛られましたいわけの公團と、従来の統制會社との違いは、表面的に會社を官廳に塗りかへ、あるいは會社員を官吏に置きかへた以外には、一向に變りばえのする點を見出すことができません。(拍手)要は、これら配給機構の運営をいかに民主化するか否かにかゝつておると考へ

えられますが、本法案には、少しもそれらの點がはつきりしておりません。のみならず、どこに特色があるかというところを、従来の配給統制機關に比べて見出すことの困難を感じるものであります。これについて政府の御所見をお伺い申し上げます。

第二に、本公團法の實施によつて、物資の配給が官僚統制の弊に陥つていくのではないかと、この點をお伺い申し上げます。從來の統制機關は、いづれも官僚的であつたがためは、きわめて非能率的であり、また官僚的な机上プランとして實際に適合しなかつたことは、もう既に私が申し上げるまでもありません。一體日本の官僚は、從來は天皇の官吏として、長い間國民の上に特別な權利をもつて臨んでおりましたので、國民に對してはきわめて優越感がはなはだかつた。従つて國民に奉仕するという觀念も、また稀薄であつた。ですから、經濟のごとく、國民の中にはいつて、國民ともどもに運営されなければならぬ場合には、それがきわめて非能率的であり、かえつて經濟の運営をすら妨げたという例が一再に止まつていなかつたことも、從來の統制會社がほとんど、落第と申しましようか、國民の非難を買つておつたことから見ましても、明瞭なことであると思ひます。

〔拍手〕
しかるに今度は、さらにその機關に携わる者全部が官吏になつて、公團がいわゆる役所になるのであります。從來の官吏の弊が、憲法の改正によつて國民の公僕になつたのだと、一概にたゞ言葉の上で言われるかも知れませんが、實際長い間それらの特權の上に生活してまいりました官僚が、あるいはまた官僚と伍して統制會社の業務に携わつてきた諸君が、はたして國民の公僕として、特にこうした經濟の面に携わつて、いわゆる官僚統

制の弊をためていくことができるかどうか。これによつて能率的に時局にふさわしい經濟政策を遂行していくことができるかどうか。このまゝ遂行しますならば、もつと役所的な、もつと獨善的な、もつと非能率的な公團に終るのではないかと。政府は、會社よりさらに官廳に發展せしめたと申しましようか、看板を塗りかえたこれらの統制機關のいわゆる官僚化を、どういふふうにして防止されるお考えであるか。この點をお伺い申し上げます。

第三點に、本公團の運営は、ひとり官吏のみによつて行われるのであるか。または他に特別の民主的機能をもつて、それとマツチし、組み合はせて運営せんとするものか。またもし他に民主的な機能をもつて本公團を運営されようとするならば、いかなる構想と組織を政府において御用意があるかをお伺い申し上げます。

申すまでもなく、官僚の手によつてのみこれらの公團の取扱ひ物資が配給されるとするならば、それはきわめて危険であるのみならず、むしろ不可能に近いと考へます。實情に即して最も效率的に、また最も速やかにこれを取扱ひうとしますならば、どうしても實際の企業に携わる者、あるいは生産者の代表等、消費者の代表、特に労働組合の代表等の參加した強力な委員會の制度のようなものが運営され、その結果を檢査し、あるいはまた運営を企畫決定するといふ方向に向わなくてはならぬ。營團の官僚は、これらの民主的な委員會の決定をまつて、その指揮のもとに仕事をするという方向が望ましいのではないかと考へます。先ほどお尋ね申しましたように、そうした民主的な構想と組織を政府はどういうふうにお用意されているか、お考えになつておられるかという點を、お伺い申し上げます。

第四に、本公團は、當該物資の配給過程における中間的な取扱機關としておくのか、あるいはまた末端配給までの機能も擔當するものであるかという點をお伺い申し上げます。本公團が、中間的な取扱機關として、たゞ單に政府の發行する切符の取次をするに過ぎないとするならば、また直接消費者への配給は、本公團の關知するところでないと思ひます。ば、この公團の意義はきわめて狭いものであると考へます。かりに需要者への直接配給の權に、もし本公團が當るとしますならば、この公團に盛られた條文の程度では、きわめて不明瞭であるのみならず、また用意も缺けておるのではないかと考へます。中間的な取扱機關としておくのか、あるいはまた末端配給まで――消費者への配給まで責任を負せようとするのか。その點をお伺いいたします。

第五に、從來の統制機關がいずれも解散されました。しかし中には、率直に申しましても、石炭の面においては石炭産業會、あるいは鐵の面その他の面におきましても、そうしたような統制會社が、統制という文字をとり、あるいは名前を變へまして、そのまゝ戰時の統制機關が覆面して存在し、しかもかなり政府の御用に立つておるものが現状であります。本公團の實施に際して、こうした不明瞭な戰時機關の延長をそのまゝ見逃しておくのか。あるいは將來ともこれを從來のごとく利用しようとするのか。この際斷固としてこれらの戰時機關の延長を解散させる御意思があるのか。この點をお伺い申し上げます。

第六點に、わが國の經濟は、いわゆる三年危機とかあるいは何月危機とか申し、その他いろいろの表現によつて、刻々破局的な現象が傳へられております。その原因は、いづれも資材その他の物資の不足にあることも説明の要がありません。われわれは、生産資材

が既にわれわれに十二分に教えておるところであります。政府は今回發回の公團法を提案されましたが、はたして本公團法の實施によつて、眞にその機能發揮できるかどうか。左の數點について御質問申し上げます。何とぞ御答へを賜ふと思ひます。

または生活上欠けることのできない物資を、萬難を排しても確保して、その最小限なりともこれに充てるということが必要であると考えます。しかしながら物資の不足は國民の要望にこたえることができないで、やむを得ずと不足がちで、たとえて申しますと、出版界においては、既に用紙の配給が昨年七月以來停止されているというのを聞いております。その他こうした例は、私があえて用紙の例を申し上げるまでもなく、他にも幾多あるものであります。今にして國內にある物資を調査登録して、これを生活と生産の上に計畫し、これを利用更新することが必要であると考えるのであります。

政府は從來も、あるいは直接調査により、あるいは申告の制度によつて、若干はその物資の登録をはかられてゐるのであります。が、まだ一萬全を盡し、全能力をあげておるとは考えられません。すでに一部に配給を停止されているという昨今、今朝の新聞を見ても、隠匿物資が倉庫に眠つてゐるという現状を見まして、これらの物資を斷固として調査してこれを登録し、一部にすてら、配給が停止されているという面を緩和すると同時に、不急物資の生産、あるいはやみへ流れることを防止するお考えがないかどうか。この點をお伺い申し上げます。

本日御提案になつた五つの公團法中には、農林省所管の肥料、農機具、農業藥品等の、農業方面に向けられる物資の配給について提案されておりません。國民の食糧を確保するため、多くの工夫が農民への配給に向けられなければならないと考えられます。特に考慮を要することは、農民に對する配給は末端に行はれ行くほど、刻々と物が消えてなくなつてしまふということであり、従來の農村に對する配給機構

がいかに不備であり、不十分であるかということに有力に物語つております。

しかし奇怪なことは、農民組合その他農村の民主團體の代表が、あるいは地方事務所へ、あるいは農業會、町村役場等へ配給物資の内容を聴きに参ると、やむを得ずと配給物資の内容を公表することを拒むがごとき事實が、所々に見受けられるのであります。こういうことでは、農民のたぎるような生産意欲がほとぼりであるとは考えられない。われわれは、明朗な、ガラス張りの、すなわち機構上不備の點を訂正して、農民へもわかるような配給機構、度々疑義を抱くことのないような配給機構を整備しなくてはならないと考へられますが、本日御提案になりました公團法中には、農林省所管の、農村方面に向けられる物資の配給機構が考へられておりませんが、農林省はこの點についてどういうふうに御準備になつておるか、お伺い申し上げます。

なお最後に附け加えて、農林省は、農業方面に對する配給が、今申し上げましたように、末端にいけばいほど消えてなくなつてゐるという事實に鑑みまして、末端配給を特にどういうふうに準備されているか。あるいはまた從來農業會等で豫當されておりました配給機構——公團法をもし準備提案されとするならば、農業會はどういうふうな立場というか、地位に立つのか、そういう點も伺ひ申し上げたいと思ひます。きわめて簡單であります。以上七點について政府の御所見をお伺ひいたします。(拍手)

「農林大臣はどうした」と呼ぶ者あり
○副議長(井上知治君) 農林大臣はただいま宮中に参内いたされておりますから、適當の機會に答辯を願うことにいたします。

「他の大臣は」と呼ぶ者あり
○副議長(井上知治君) 大藏大臣は貴族院の豫算總會に出席中でありませう。

「國務大臣(石井光次郎君) たいいとお尋ねの件についてお答え申し上げます。まず統制會社と公團との内容の相違についてのお尋ねでありました。先ほども説明申し上げましたように、統制會社が私的企業獨占禁止の問題にひつかうるというような點は、さつき私が申し上げ、それについては全然御同感のようでありましたが、實際上にうまくいくかどうかという點を特に御ね願つたと思つております。私はこの問題、それから官僚の統制ではないかという點に絡んで、お答え申し上げます。統制を要するが、今物資の不足の際に、いかか民間統制でありませうか、統制會社は、獨占禁止の線にひつかうつて動けない。そうすればこれをやるものは、國がみずから責任をとつてやるよりほか方法がないではないか。その一番はつきりした形は、專賣をやるということだと思つております。專賣の事實にありませうか、それが使いまする從業員の扱い方というものが、この案よりもつとへんな方に——官僚的といへば官僚的の方へ行き、運営が非民主的になる傾向をもつと思つております。しかしらばどうしたらよいかというので考えられますのは、今までの營團のようにな組織であります。これが、この獨占企業の線にはひつかうてでありませうし、そうすれば營團と專賣の中間を行くものを考えたらどうであらうかというものが、私どもの案として提出いたしましたこの公團であります。

實際上におきまして、今の統制會社のやうな仕事と、仕事の内容は大體同じであります。が、しからばそれをやつていく上にならざるだけの違いが起るか。役人なればかえつて悪いのではないかと。その點私どもも一番心配する點であります。質問の方も、この議場におられます方々のごとくこの御心配も、おそれるものであらうと思つております。が、私どもはそれではどうやつて今のやうな形で、官吏として、國家の代行機關としてこれをやらなければならぬ。これよりほか手がないのではないかと。たとえば專賣がいけないとすれば、その專賣と違つてやるとすれば、どうすればよいのかということになると、さつきお尋ねのありました、これに民主的な心持をどうやつて織り込むかという問題になると思つております。

この問題につきましては、私どもは經濟安定本部の中にあります審議會とか、あるいは顧問の會議といふものを善用してこの問題にはいつていくことを考へられます。が、それよりも、またこの問題に特に石炭なら石炭、石油なら石油に關する委員會を設けまして、そうしてその委員會のアドヴァイスによつて、これを民主的に運用するといふよりほか、しかたがないのではないかと。いふに考へておりました。この委員會をぜひこしらへたいといふ方向に話を進めたいのであります。

それから内容がちよつとはつきりしませんが、帳簿だけの配給會社があるが、これはどうするかというお尋ねでありました。これは當然解散させるつもりであります。それから隱匿物資の問題、退職物資の問題についてのお尋ねでありました。が、隱匿物資を出させて、そうしてそれを正常のルートに乗せるということとは、規定もでき、その線にも沿つていゝるゝと動いてはおりますが、まだ實際的に聲の割合に出てこないというものが實情のようであります。そのためにも經濟安定本部に設けまして、順

次この調べができておるのであります。またこれが出てまいりますれば、當然正常のルートに乗せられると思ひます。また實際上に使用す隱匿物資でなくとも、退職されて、今はある人があまり多くもつておられる。それだけでも、この際はそれを出してしまつて、正常なルートにまわして、ひどく困つておられるところを緩和しようという問題につきましても、先ごろからいろいろ規則も設けられ、また實際の調査にも當つておるのであります。その結果もいたしまして、近く退職物資ももち出されまして、そうして正常のルートに乗せられることになつて思つております。以上お答えいたします。

(拍手)

○細田綱吉君 自席から發言の許可を願ひます。

○副議長(井上知治君) お許しいたします。

○細田綱吉君 末端配給その他私の質問に對して、まだ大臣の御答辯が缺けておるのであります。なお特に農林大臣の御答辯があらまきから、農林大臣の御答辯のあつた後に、なおまた商工大臣から私の質問の速記録でもごらん願つて、落ちておる點もわかりました。それから、その御答辯を伺つた上で、さらに質問を申し上げることにして、農林大臣の御答辯があるまで留保いたします。

(拍手)

「國務大臣(石井光次郎君) 末端配給までやるか、中間的存在かどうかいとお問ひに對するお答えを申し上げます。石炭は御承知のように、ただいま末端の方は指定販賣店の組織をもつてやつております。が、その制度をやります。また縣の水産會や農業會やに直結して配給いたしておるものは、特に考へていきたいと思つております。石炭の

(握手)

○副議長(井上知治君) 香川兼吉君。

今國公團法を御上程になりました。

商工大臣もたゞいま話があつたの

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

私は今日の官吏の状況を見ます

濟人においてすらも十分なし得ないも

一般會社、あるいは今までの統制會

— 100 —

には おそらく得ないものであろうと思ふけれども、その事柄

い。それは何か。途中においてい

さうに和は、この場合、特に國家の再

第一卷 第一章 總論

でも、非常に危惧の念をもたします。この行方幾事の問題をとりだした、

て、生産がなくて何の配給公園であ

て今日の經濟再建の柱となし

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

人である。こういう者を、もし公團を

かような、國家のために今日まで闘

要するに今日までの行き方を見ます

四九

以上は非常に簡単にして要を盡せませんが、特に公國法の制定にあたりまして、政府においては十分御検討を願ひ——聞きますところによると、地方農村に對しますところの政策につきましても、公國法の實施を上程せんとするやうな憂國氣等も承つているのであります。が、われわれは農村の將來にとつて、かような公國法というものは現實の問題として必要なし。特に今日の國家緊急の場合において、圓滑なる分配があるいは需要者に対する便宜をなすことについては、眞の合理的な體驗者をもつてやれ、さむらい商人によつては、完全なるところの結果を得られない、斯様に斷言する者であります。以上をもちまして質問を終ります。

それから行政機構の問題についてお尋ねがあります。石炭廳の移管問題は、そのまゝの形になつておつて、今はまだ申しわけありません。いろいろ事情のために、今日なお決定をいたしておりませんが、近くその決定を見えるはずになつております。

また安定本部と商工省の關係におきまして、十一月が全權と、十一月が

税金値上げの問題にいたしました。でも、生産者が何らのほき出すべきものもなかったというより、な問題を見ました。も、今までのいろいろな計算から割て出しました炭價の實際を見ました。私は今の炭價を適當とは思つておりません。何としても、經營者と労働者も、ほんとうに自分たちがやつて、や

事業特別會計法案、日程第七、労働者災害補償保險特別會計法案、日程第八、公債金特別會計法外四法律の廢止等に関する法律案、日程第九、企業再建整備法等の一部を改正する法律案、右九案を一括して第一讀會を開きます。大藏政務次官北村徳太郎君。

之ヲ管理シ又ハ處分スルモノトス

第三條ノ三 公共用財産、公用財産又ハ營利財産ノ用途又ハ目的ヲ廢止シタル場合ニ於テハ法律ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外各省各廳ニ長大臣臣ニ之ヲ引繼ケヘシ

第三條ノ四 大藏大臣ハ各省各廳ニ

大藏大臣必要アリト認ムルトキハ各省各廳ノ長ニ對シ其ノ管理ニ關スル國有財産ニ關シ其ノ狀況ニ關スル報告ヲ求メ實地監査ヲ行ヒ又ハ關議ノ決定ヲ經テ用途ノ變更、付シ其ノ適正ヲ期スル爲之ヲ總轄ス

用途若ハ目的ノ廢止又ハ管理換其ノ他必要ナル措置ヲ求ムルコトヲ得

第五條 雜種財產ハ法律ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外之ヲ讓與スルコトヲ得

第七條 第一項中「帝室用又ハ國」を「國又ハ」に改め、「若ハ私人」を削り、「勅令」を「政令」に改める

第八條 中「政府」を「當該財產ヲ所管シタル各省各廳ノ長」に改める

第九條 國有財產ノ賣渡代金又ハ交換差金ハ財產引渡前之ヲ納付セシムルハ但シ當該財產ノ讓渡ヲ受ケタル公共團體又ハ教育若ハ社會事業ヲ營ム團體ニ於テ代金又ハ差金ヲ一時ニ支拂フコト困難ナリト認ムルトキハ五年以内ノ延納ノ特約ヲ爲スコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ延納ノ特約ヲ爲サントスルトキハ、各省各廳ノ長ハ延納期間及擔保ニ關シテハ同項ノ規定スル團體ヲ監督スル主務大臣ノ意見ヲ聞キ大藏大臣ニ協議スヘシ

第一項但書ノ規定ニ依リ延納ノ特約ヲ爲シタル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ各省各廳ノ長ハ直ニ其ノ特約ヲ解除スヘシ

一 當該財產ノ讓渡ヲ受ケタル者ノ爲ス管理力適當ナラズト認ムルトキ

二 延納ニ係ル代金又ハ差金ノ各年度ニ於ケル納付金額が當該年度ノ當該財產ノ賃料及公租公課ノ合計額ニ滿タサルトキ

第十三條 削除

第十四條 及第十九條中「政府」を「當該財產ヲ所管スル各省各廳」に改める

第十五條 第三項中「昭和二十一年」を「昭和二十二年三月二十一日」に改める

第十六條 國有財產ハ之ヲ無償ニテ貸付スルコトヲ得ス但シ公共團體ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要ナル場合其ノ他法律ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依リ無償貸付ヲ爲サントスルトキハ各省各廳ノ長ハ當該公共團體ヲ監督スル主務大臣ノ意見ヲ聞キ大藏大臣ト協議スヘシ

第一項但書ノ場合ニ於テ國有財產ノ無償貸付ヲ受ケタル者ノ爲ス當該財產ノ管理良好ナラズト認ムルトキハ當該財產ヲ所管スル各省各廳ノ長ハ直ニ其ノ契約ヲ解除スヘシ

內閣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ無償貸付ヲ爲シタル國有財產ニ付毎會計年度末現在ニ於ケル狀況ヲ翌年度開會ノ國會ニ報告スヘシ

第十八條 第一項中「帝室用又ハ國」を「國又ハ」に改め、「若ハ私人」を削り、「政令」を「當該財產ヲ所管スル各省各廳ノ長」に改め、同條第二項中「損害ニ付」の下に「當該財產ヲ所管スル各省各廳ノ長ニ對シ其ノ」を加へ同項の次に次の二項を加ふる

前項ノ規定ニ依リ賠償ノ請求アリタルトキハ當該財產ヲ所管スル各省各廳ノ長ハ之ヲ會計検査院ノ審查ニ付スルコトヲ得

主務官廳ハ前項ノ審查ノ結果ニ關シ會計検査院ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ通知アリタル判定ニ基キ適當ナル措置ヲ採ルヘシ

第二十一條 削除

第二十二條 削除

第二十三條 削除

第二十五條 中「政府」を「各省各廳」に改める

第二十六條 各省各廳ノ長毎會計年度間ニ於ケル國有財產増減報告書及毎會計年度末現在ニ於ケル國有財產現在額報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル國有財產増減報告書及國有財產現在額報告書ニ基キ國有財產増減總計算書及國有財產現在額總計算書ヲ調製スヘシ

內閣ハ前項ノ國有財產増減總計算書及國有財產現在額總計算書ヲ各省各廳ノ國有財產増減報告書及國有財產現在額報告書ト共ニ翌年度十一月三十日迄之ヲ會計検査院ニ送付シ其ノ検査ヲ受クヘシ

第二十六條ノ二 內閣ハ前條第三項ニ依リ會計検査院ノ検査ヲ經タル國有財產増減總計算書及國有財產現在額總計算書ニ會計検査院ノ検査報告ノ外各省各廳ノ國有財產増減報告書及國有財產現在額報告書ヲ添付シ之ヲ翌年度開會ノ國會ニ報告スルコトヲ例トス

第二十六條ノ三 各省各廳ノ長ハ毎會計年度末當該年度末及翌年度末ニ於ケル國有財產見込現在額報告書ヲ調製シ當該年度九月三十日迄之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル各省各廳ノ國有財產見込現在額報告書ニ基キ當該年度末及翌年度末ニ於ケル國有財產見込現在額總計算書ヲ調製スヘシ

第二十九條ノ三 削除

第二十九條ノ四 第二十六條第一項ノ規定ニ依リ調製スヘキ國有財產増減報告書及國有財產現在額報告書ニハ昭和十九年度以後ノ朝鮮、臺灣、樺太、南洋、關東州及外國ニ係ル分ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十條 條中第二條の下に「第三條第三項」を加ふる

第三十三條 削除

附則 この法律は、昭和二十二年五月三十一日迄これを施行する。但し第二十六條の規定は、昭和二十一年度分から、これを適用する。

農林大臣の所管する國有林野に屬するもの、史蹟名勝天然記念物に指定されるもの及び帝國鐵道會計、通信事業特別會計、簡易生命保險及び郵便年金特別會計の保險勘定に屬するもの並に雜種財產で現に大藏大臣と協定してあるものについて、第三條ノ三の規定にかゝらず、當該財產を所管する各省各廳の長は、當分の間、これを、大藏大臣に引き継ぐことを必要とし、大藏大臣に引き継ぐことを必要としない。

前項の規定により大藏大臣に引き継ぐことを必要とし、雜種財產については、當該財產を所管する各省各廳の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

國有財產に關する法制を整備するため、內閣に國有財產法制調査會を設置する。

調査會は、會長一人委員六人以内で、これを組織する。

會長は、大藏大臣を以て、これに充て、委員は、會計検査院その他關係各廳の一級の官吏及び學識経験のある者の中から、內閣で、これを命ずる。

調査會は、國有財產に關する法律案を作成し、內閣は、これを次の國會の常會に提出するものとする。

前項に定めるものの外調査會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

相統稅法を改正する法律案

第一章 總則

第二章 課稅價格、廢除及び稅率

第二節 贈與稅

第三章 財產の評價

第四章 申告及び納付

第五章 課稅價格の更正及び決定

第六章 審査、訴願及び訴訟

第七章 延納及び物納

第八章 雜則

第九章 罰則

第一節 總則

第一條 相統稅が開始した場合において、被相統稅人がこの法律の施行地に住所を有するときは又は相統稅財產がこの法律の施行地にあるときは、左に掲げる者は、この法律により、相統稅を納める義務がある。

一 相統稅人

二 受遺者

三 相続開始前二年以内に被相統稅人から贈與を受けた者

ある贈與財産に対し、贈與税を課する。

年の中途において、この法律の施行地に住所を有していた者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつたとき又はこの法律の施行地に住所を有しなかつた者がこの法律の施行地に住所を有することとなつたときは、この法律の施行地に住所を有していた期間内に贈與した贈與財産の全部及びこの法律の施行地にある贈與財産で贈與者がこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内に贈與したものに対し、贈與税を課する。

第四條 左に掲げる財産は、これを相続財産とみなす。

一 相続開始前二年以内に被相続人が贈與した財産

二 相続開始の時においてまだ保険事故が発生していない生命保険契約で被相続人が保険料の全部又は一部を負担したものであるが、命令の定めるところにより、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当するもの

三 被相続人の死亡に因り相続人その他の者の受け取る生命保険契約の保険金

四 退職手当、功勞金及びこれらの性質を有する給與（以下退職手当金等という）で被相続人に支給せらるべきであつたものが被相続人の死亡したためその相続人その他の者に支給された場合におけるその退職手当金等

五 相続開始の時においてまだ定期金給付事由の発生していない郵便年金その他の定期金の給付に関する契約で被相続人が掛金の全部又は一部を負担したものであるが、命令の定めるところにより、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当するもの

ろにより、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当するもの

六 定期金受取人の死亡に至るまで定期金の給付を受ける外、一定期間内に定期金受取人が死亡したときは、その死亡後遺族その他の者に對して繼續して定期金を給付する契約に基いて、定期金受取人たる被相続人の死亡後、相続人その他の者が取得する定期金に関する権利で被相続人が掛金の全部又は一部を負担したものであるが、命令の定めるところにより、当該権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当するもの

七 被相続人の死亡に因り相続人その他の者が取得する定期金に関する権利で、前二号に掲げるものの以外のもので、被相続人の被相続人が生命保険契約又は定期金の給付に関する契約について負担した保険料又は掛金は、それぞれこれを被相続人が負担した保険料又は掛金とみなして、前項第二号、第五号又は第六号の規定を適用する。

第五條 信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部について受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、委託者が信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合においては、当該信託の利益を受ける権利のうち、その受ける利益に相当するもの）を受益者に贈與したものとみなす。

委託者が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となつた場合においては、委託者以外の者が受益者となつた時において、委託者が信託の利益

を受ける権利をあらたに受益者となつた者に贈與したものとみなす。

第六條 相続開始前二年以内に信託行為があつた信託について、委託者たる被相続人以外の者が信託の利益の全部又は一部について受益者である場合又は相続開始前二年以内に委託者たる被相続人が受益者である信託について、あらたに委託者以外の者が受益者となつた場合において、当該信託が左の各号に掲げる信託の一に該当するときは、当該信託の利益を受ける権利については、当該信託の受益者を受益者とみなして、前條の規定を適用する。

一 相続開始の時において信託行為により受益者として指定された者が受益者の意思表示をしていないためまだ受益者が確定していない信託

二 相続開始の時において受益者がまだ存在していない信託

三 停止條件付で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託で相続開始の時においてまだ條件が成就していないもの

前項の規定の適用については、被相続人が負担した保険料は、これを相続人が負担した保険料とみなす。

第一項の規定は、第四條第一項第三号の規定により当該保険金を相続財産とみなす場合において、これを適用しない。

第八條 郵便年金その他の定期金の給付に関する契約で定期金受取人以外の者が全部又は一部の掛金を負担したものであるが、命令の定めるところにより、当該契約に関する権利のうちその負担した掛金の金額に相当するものを定期金受取人に贈與したものとみなす。

前項の規定は、郵便年金その他の定期金の給付に関する契約につき返還金その他これに準ずるものの支拂があつた場合について、これを適用する。

前條第二項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第十一條 對價を受けないで又は著しく低い價額の對價で債務の免除、引受又は弁済があつたときは、その債務の弁済があつたときは、その免除、引受又は弁済があつた時に對して、免除、引受又は弁済をなした者が、免除、引受又は弁済に係る債務金額に相当する金額を債務者に贈與したものとみなす。但し、命令で定める場合において、この限りでない。

第十二條 第五條、第七條乃至前條に規定する場合の外、對價を受けないで又は著しく低い價額の對價で、他人に利益を受けしめたときは、その利益を受けしめた者が、その利益の價額に相当する金額を利益を受けた者に贈與したものとみなす。

第十三條 遺言で信託、生命保険契約の保険料若しくは定期金の給付に関する契約の掛金の拂込、寄附行為又は前二條に掲げる行為をなしたときは、遺贈があつたものとみなす。

第十四條 第一項第三号、第四号、第六号又は第七号の場合において、相続人以外の者が、保険金を受け取り、退職手当金等を支給され又は定期金に関する権利を取得したときは、当該財産について遺贈があつたものとみなす。

第十五條 贈與者の死亡に因り効力を生ずべき贈與は、これを遺贈とみなす。

第十六條 左の各号に掲げる財産の所在は、当該各号に規定する場所による。

一 動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在、但

し、船舶については、船籍の所在

二 漁業権又は砂利権については、

三 漁業権若しくは入漁権又は漁業権を目的とする権利については、漁場又はこれに近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区域

四 金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金で命令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金をなした営業所又は事業所の所在

五 合同運用信託に関する権利については、その信託をなした営業所の所在

六 前各号の外、この法律の施行地に営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所の営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

前項に掲げる財産以外の財産の所在は、権利者の住所の所在による。

第一項第五号の合同運用信託とは、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

第十五條、相続財産の所在は、相続開始の時の現況による。但し、第四條第一項第一号に掲げる財産については、贈與の時の現況による。

贈與財産の所在は、贈與の時の現況による。

第二章 課税価格、控除及び税率

第一節 相続税

第十六條 被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有する

ときは、相続財産の価額から左に掲げるものの金額を控除した金額を以て課税価格とする。

一 被相続人の債務で相続開始の際現在に存するもの（公租公課を含む）。

二 葬式費用

前項の課税価格の計算については、相続開始前二年以内になされた契約による贈與の義務で、相続開始の際現在に存するものの金額は、これを前項第一号に掲げる債務の金額に算入しない。

第十七條 被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有しないときは、この法律の施行地にある相続財産の価額から被相続人の債務（公租公課を含む。以下同じ。）のうち、左に掲げるものの金額を控除した金額を以て課税価格とする。

一 その財産に係る公租公課

二 その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

三 前二号の外、その財産を取得維持又は管理するために生じた債務

四 その財産に関する贈與の義務（相続開始前二年以内になされた契約によるものを除く。）

五 前四号の外、被相続人が、相続開始の際この法律の施行地に営業所又は事業所を有する場合においては、その営業所又は事業所の営業上又は事業上の債務

第十八條 前二條の規定によりその金額を控除すべき債務は、確定と認められるものに限り、

第十九條 左に掲げる相続財産の価額は、これを課税価格に算入しない。

一 國、都道府縣、市町村その他命令で定める公共團體に対してなした贈與又は遺贈に係る財産の価額

二 相続開始前二年以内に被相続人が同一人に対してなした贈與の目的たる財産の価額の合計金額が千円以下である場合における当該贈與に係る財産の価額

三 第四條第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる保険金、退職手当金等又は定期金に関する権利の価額の合計金額のうち、三万円までの金額

四 相互に扶養をなす義務のある者相互間において生活費又は教育費に充てるためになした贈與に係る財産の価額のうち、通常必要と認められるもの

第二十條 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で

命令で定めるものに対して相続開始前二年以内になした贈與に係る財産又は遺贈に係る財産の価額の合計金額のうち、十万円又は本條及び第二十一條の規定の適用前の課税価格の十分の一に相当する金額のいずれか低い一方の金額までの金額は、これを課税価格に算入しない。

第二十一條 相続税については、課税価格から五万円を控除する。

第二十二條 相続税は、課税価格（前條の規定による控除後の課税価格をいう。以下特別の定めのある場合を除く外、本節中同じ。）を左の各級に区分し、順次に各税率を適用して、これを課する。

課税価格	税率		
	第一種	第二種	第三種
二万円以下の金額	納税義務者が、被相続人の直系尊属又は配偶者であるとき	納税義務者が、被相続人の直系尊属又は兄弟姉妹であるとき	納税義務者が、その他の者であるとき
二万円を超える金額	百分の十二	百分の十三	百分の十五
五万円を超える金額	百分の十四	百分の十五	百分の十七
十万円を超える金額	百分の十六	百分の十七	百分の十九
十五万円を超える金額	百分の十八	百分の十九	百分の二十一
二十万円を超える金額	百分の二十一	百分の二十一	百分の二十三
二十五万円を超える金額	百分の二十四	百分の二十四	百分の二十六
三十万円を超える金額	百分の二十七	百分の二十七	百分の二十九
三十五万円を超える金額	百分の三十	百分の三十	百分の三十二
四十万円を超える金額	百分の三十三	百分の三十三	百分の三十五
四十五万円を超える金額	百分の三十六	百分の三十六	百分の三十八
五十万円を超える金額	百分の三十九	百分の三十九	百分の四十一
六十万円を超える金額	百分の四十二	百分の四十二	百分の四十四
八十万円を超える金額	百分の四十五	百分の四十五	百分の四十七
一百万円を超える金額	百分の四十八	百分の四十八	百分の五十
二百万円を超える金額	百分の五十一	百分の五十一	百分の五十三
三百万円を超える金額	百分の五十四	百分の五十四	百分の五十六
四百万円を超える金額	百分の五十七	百分の五十七	百分の五十九
五百万円を超える金額	百分の六十	百分の六十	百分の六十二
	百分の六十三	百分の六十三	百分の六十五

納税義務者が二人以上であるときは、各納税義務者の納付すべき税額は、課税価格に前項の税率を適用して算出した金額を、前條の規定による控除前の課税価格中各納税義務者の受ける利益の割合を占める割合により按分して計算した金額とする。但し、二人以上の納税義務者について適用すべき税率の種類を異にするときは、課税価格についてその者に適用すべき種類の税率を適用して各別に算出した金額に、前條の規定による控除前の課税価格中その者の受ける利益の割合の占める割合を乗じて計算した金額とする。

三人以上の者が第四條第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる保険金を受け取り、退職手当金等を支給され又は定期金に関する権利を取得した場合においては、第十九條第三号の規定により課税価格に算入しない金額は、これをその者の受け取った保険金額、支給された退職手当金等の金額又は取得した定期金に関する権利の価額の割合により按分して、前項の規定するその者の受ける利益の割合を計算する。

前項の規定は、第二十條の規定の適用がある場合において、同條に規定する者が二人以上あるとき、各々の者の受ける利益の割合の計算について、これを準用する。

相続人のあることが分明でない場合において、その相続人について納付すべき税額は、第三種の税率を適用して算出した金額とする。

前項の規定の適用があつた場合において、相続人のあることが分明となり、且つ、その相続人が第一種又は第二種の税率の適用のある

る者であるときは、政府は、税率の適用を改訂し、税金の差額を還付する。

第二十三條 相続が開始した場合において、被相続人が当該相続の開

前項の規定の適用については、第二十六條の規定により控除された税額については、相続税の納付があつたものとみなす。

第二十四條 第六條第一項第一号乃至第三号に掲げられた者が受益の意思表示をなし、受益者が存在するに至り又は條件が成就した後当該受益者の死亡に因り相続が開始した場合においては、第六條の規定により当該信託の受託者の納付した又は納付すべき相続税は、これを当該受益者の納付した相続税とみなして前條第一項の規定を適用する。

第二十五條 この法律の施行地外にある相続財産について、その地の法令により相続税が課せられたときは、命令の定めるところにより、その課せられた相続税の額に相当する相続税の全部又は一部を免除する。

第二十六條 相続開始前二年以内に被相続人がなした贈與について納付した又は納付すべき贈與税があるときは、命令の定めるところにより、当該贈與税額（第五十八條及び第五十九條の規定による加算税額又は追徴税額に相当する金額を除く。以下本條中同じ。）を、相

続人の納付すべき相続税額から控除する。

前項の規定の適用ある場合においては、当該相続税額に課税価格の計算については、当該贈與税額に相当する金額を相続財産の価額に加算する。

前項の規定により相続財産の価額に加算した金額は、第二十二條第二項の納税義務者の受ける利益の価額の計算については、これを相続人の受ける利益の価額に算入する。この場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人の受ける利益の価額に算入する金額は、その加算した金額をその相続分に應じて按分して計算した金額とする。

第二節 贈與税

第二十七條 贈與者が贈與のあつた年においてこの法律の施行地に住所を有するときは、贈與者がその年一月一日から十二月三十一日まで

贈與者が贈與のあつた年においてこの法律の施行地に住所を有しないときは、贈與者がその年一月一日から十二月三十一日までの間に贈與した財産の価格の合計金額を以て課税価格とする。

贈與者が贈與のあつた年においてこの法律の施行地に住所を有しないときは、贈與者がその年一月一日から十二月三十一日までの間に贈與した財産で、この法律の施行地にあるものの価格の合計金額を以て課税価格とする。

與者がこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内に贈與したものの価格の合計金額を以て課税価格とする。

第二十八條 左に掲げる贈與財産の価格は、課税価格に算入しない。一、國、都道府縣、市町村その他命令で定める公共団体に對してなした贈與に係る財産の価額。二、その年中に同一人に対してなした贈與の目的たる財産の価額の合計金額が千円以下である場合における当該贈與に係る財産の価額。

三、その年中に宗教、慈善、學術その他公益を目的とする事業を行つて命令で定めるものに對してなした贈與に係る財産の価額の合計金額のうち、五千円その贈與に係る財産の価額の合計金額が五千円を超えるときは、五千円及び五千円を超える部分までの金額についてその二分の一に相當する金額の合計金額までの金額。

四、互に扶養をなす義務のある者相互間において生活費又は教育費に充てるためになした贈與に

二万円以下の金額
二万円を超える金額
五万円を超える金額
十万円を超える金額
十五万円を超える金額
二十万円を超える金額
二十五万円を超える金額
三十万円を超える金額
三十五万円を超える金額
四十万円を超える金額
五十万円を超える金額
六十万円を超える金額
八十万円を超える金額
百万円を超える金額
百五十万円を超える金額
二百万円を超える金額
二百五十万円を超える金額
三百万円を超える金額
四百万円を超える金額
五百万円を超える金額

係る財産の価額のうち、通常必要と認められるもの。

第二十九條 贈與税については、課税価格から五万円を控除する。納税義務者が前年までの分の贈與税について前項の規定による控除を受けた場合には、これを同項の規定による控除は、これをなさない。但し、前年までの分の贈與税について同項の規定による控除を受けた金額が五万円に満たないときは、五万円と前年までの分の贈與税につき同項の規定により控除を受けた金額の合計金額との差額を課税価格から控除する。

第三十條 贈與税は、納税義務者のその年までの課税価格の額に規定する控除後の課税価格をいう。以下特別の定めのある場合を除く。左の各級に区分し、逓次に各税率を適用して算出した金額から、納税義務者の前年までの課税価格の合計金額を左の各級に区分し、逓次に各税率を適用して算出した金額を控除した差額により、これを課する。

百分の十五
百分の十七
百分の十九
百分の二十一
百分の二十三
百分の二十五
百分の二十七
百分の二十九
百分の三十一
百分の三十三
百分の三十五
百分の三十七
百分の三十九
百分の四十一
百分の四十三
百分の四十五
百分の四十七
百分の四十九
百分の五十一
百分の五十三
百分の五十五
百分の五十七
百分の五十九
百分の六十一
百分の六十三
百分の六十五

第三十一條 この法律の施行地外にある財産につきなした贈與についてその地の法令により贈與税を課せられたときは、命令の定めるところにより、その課せられた贈與税の額に相当する贈與税の全部又は一部を免除する。

第三十二條 相続開始前二年以内に被相続人がなした贈與については、贈與税（第五十八條及び第五十九條の規定による贈與税を除く。）を免除する。但し、相続開始の日までに政府に提出された第三十九條の規定による申告書に記載された課税価格（第四十條の規定による修正後の課税価格を含む。）及び同日までになされた第四十五條の規定による政府の更正又は決定に係る課税価格に対する税額については、この限りでない。

第三章 財産の評価
第三十三條 地上権（借地法に規定する借地権を除く。以下同じ。）及び永小作権の価格は、相続財産については相続開始の時、贈與財産については、残存期間における現況により、残存期間に應じ、その目的となつてゐる土地の価額に左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

残存期間が十年以下のもの 百分の五
残存期間が十年を超える十五年以下のもの 百分の十
残存期間が十五年を超える二十年以下のもの 百分の二十
残存期間が二十年を超える二十五年以下のもの 百分の三十
残存期間が二十五年を超える三十年以下のもの 百分の四十
及び地上権で残存期間の定めのないもの 百分の五十
残存期間が三十年を超える三十五年以下のもの 百分の五十
残存期間が三十五年を超える四十年以下のもの 百分の六十

年以下のもの 百分の六十
残存期間が四十年を超え四十五
年以下のもの 百分の七十
残存期間が四十五年を超え五十
年以下のもの 百分の八十
残存期間が五十年を超え六十
年以下のもの 百分の九十

第三十四條 相続財産たる定期金に
関する権利で相続開始の時までに
給付事由の発生しているものの價
額は、左に掲げる金額による。

一 有期定期金については、相続
開始の時の現況により、残存期
間を受くべき給付金額に、その
残存期間に應じ、左の割合を乗
じて算出した金額但し、一年間
を受くべき金額の二十倍を超え
ることができない。

残存期間が五年以下のもの 百分の八十
残存期間が五年を超え十五年以
下のもの 百分の七十
残存期間が十五年を超え二十五
年以下のもの 百分の六十
残存期間が二十五年を超え三十
五年以下のもの 百分の五十
残存期間が三十五年を超え四十
五年以下のもの 百分の四十
無期定期金については、その
一年間を受くべき金額の二十倍
に相当する金額

三 終身定期金については、相続
開始の時の現況により、一年間
を受くべき金額に、その目的と
された人の年齢に應じ、左の倍
数乗じて算出した金額
二十五歳以下の者 十五倍
二十五歳を超え四十歳以下の者 十二倍
四十歳を超え五十歳以下の者 八倍
五十歳を超え六十歳以下の者 五倍
六十歳を超え七十歳以下の者 二倍

七十歳を超える者 一倍
第八條第一項に規定する定期金
給付の契約に関する権利の價額
は、定期金給付の事由が発生した
時の現況により、前項の規定を準
用して算出した金額による。

前項に定めるものの外、相続財
産たる定期金に関する権利で相続
開始の時までに給付事由の発生し
ているものの價額及び第八條第一
項及び第二項に規定する定期金給
付の契約に関する権利の價額の評
価に關し必要な事項は、命令でこ
れを定める。

第三十五條 相続開始の時までにま
だ保險事故の発生していない生命
保險契約に關する権利の價額は、
相続開始の時までに拂込まれた
保險料の合計金額を基準として、
命令の定めるところにより計算し
た金額による。

第三十六條 相続開始の時までにま
だ年金支拂事由の発生していない
郵便年金契約に關する権利の價額
は、相続開始の時までに拂込ま
れた掛金の合計金額に、掛金の拂
込開始の時から相続開始の時まで
の経過期間を基準として、命令で
定める割合を乗じて算出した金額
による。

第三十七條 第三十三條、第三十四
條第一項及び第三項並びに前二條
に定めるものの外、相続財産の價
額は、相続開始當時の時價によ
り、相続財産の價格から控除すべ
き債務の金額は、相続開始當時の
現況による。

第三十三條並びに第三十四條第
二項及び第三項に定めるものの
外、贈與財産の價額は、贈與の時
における時價による。

第四章 申告及び納付
第三十八條 相続税について納税義
務がある者は、命令の定めるところ

ろにより、相続の開始後四箇月以
内に、課税價格その他の事項を記
載した申告書を、政府に提出しな
ければならない。

前項の場合において、納税義務
者が二人以上あるときは、連署で
前項の申告書を提出しなければな
らない。但し、他の納税義務者の
氏名を附記して、各別に申告書を
提出することを妨げない。

通信、交通その他已むを得ない
事由に因り、第一項の期限内に同
項の規定による申告書を提出する
ことができない者については、政
府は、命令の定めるところによ
り、同項の期限を延長することが
できる。

第三十九條 贈與税について納税義
務がある者は、命令の定めるところ
により、贈與をなした年の翌年
一月三十一日までに、課税價格そ
の他の事項を記載した申告書を、
政府に提出しなければならない。

前條第三項の規定は、前項の場
合に於いて、これを準用する。
贈與税について納税義務がある
者が贈與のあつた年の中途におい
てこの法律の施行地に住所及び居
所を有しないこととなる場合にお
ける、第一項の規定による申告書
の提出については、命令で特別の
定をなすことができる。

第四十條 前二條の規定による申
告書を提出した者は、前二條
の規定による申告書の提出期
限後その申告に係る課税價格につ
いて脱漏があることを発見したと
きは、直ちに政府に申し出て、そ
の申告書を修正しなければならない。

前項の規定は、第四十五條の規
定による課税價格の更正又は決定
があつた者が更正又は決定に係る
課税價格について脱漏があること

を発見した場合における課税價格
の修正について、これを準用す
る。

第四十一條 第三十八條又は第三十
九條の規定による申告書に記載さ
れた課税價格に対する相続税又は
贈與税は、第三十八條又は第三十
九條の規定による申告書の提出期
限までに、これを納付しなければ
ならない。

第三十八條又は第三十九條の規
定による申告書の提出期限後課税
價格の申告書の提出があつた場合
において、その申告書に記載され
た課税價格に対する相続税又は贈
與税は、その申告書提出の日によ
り、これを納付しなければならない。

前條第一項の規定による申告書
の修正又は同條第二項の規定によ
る課税價格の修正があつた場合に
おいて、その修正に因り増加する
税額に相当する相続税又は贈與税
は、その申告書の修正又は課税價
格の修正の日、これを納付しな
ければならない。

納税義務者が、前三項の定める
ところにより、相続税又は贈與税
を完納しなかつたときは、政府
は、國稅徵收法第九條の規定によ
り、これを督促する。

第四十二條 第六條第一項第四号
の規定の適用を受ける信託の受託者
は、相続開始の時に現に存在
する信託財産の價額を限度とし
て、相続税を納める義務を負う。

第四十三條 相続税について納税義
務がある者が二人以上あるときは
、各納税義務者は、他の納税義
務者の納付すべき相続税につい
て、その受けた利益の價額を限度
として、連帶納付の責に任ずる。

第四十五條 第三十八條若しくは第
三十九條の規定による申告書が提
出された場合又は第四十條の規定
による申告書の修正があつた場合
において、申告又は修正に係る課
税價格が、政府において調査した
課税價格と異なるときは、政府は、
その調査により、その課税價格を
更正する。

政府は、納税義務があると認め
られる者が第三十八條又は第三十
九條の規定による申告書を提出し
なかつた場合においては、その調
査により、その課税價格を決定す
る。

納税義務者が第三十八條又は第
三十九條の規定による申告書を提
出せず、且つ、第六十五條に規定
する納税管理人の申告をなさな
い、この法律の施行地に住所及び
居所を有しないこととなるときは
、政府は、命令の定めるところに
より、第三十八條又は第三十九條
の規定による申告書の提出期限
において、その調査により、その
課税價格を決定することができる。

政府は、前三項の規定による課
税價格の更正又は決定後その更正
又は決定に係る課税價格について
脱漏があることを発見したときは
、その調査により、その課税價
格を更正することができる。

第四十六條 政府は、前條の規定に
より、課税價格を更正し又は決定
したときは、これを納税義務者に
通知する。

この法律の施行地に住所及び居
所を有しない者が第六十五條に規
定する納税管理人の申告をしてい
ないときは、前項の通知に代えて
公告することができる。この場合
において、公告の初日から七日を

第五章 課税價格の更正及び
決定

経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第四十七條 政府は、第四十五條の規定により課税価格を更正し又は決定した場合においては、前條第一項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいふ。以下同じ。）を徴収する。但し、納税義務者が第六十五條に規定する納税義務人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては、直ちに追徴税額を徴収する。

第六章 審査、訴願及び訴訟
第四十八條 納税義務者は、第四十六條の規定により政府の通知した課税価格又は第六十條の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、税金の徴収を猶予することができる。

第四十九條 政府は、前條第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならぬ。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第五十條 前條第一項の決定に対する不服がある者は、訴願又は訴訟をなすことができる。

第四十五條の規定により政府のなした更正若しくは決定又は第五十九條の規定により政府のなした税額の追徴に関する訴訟又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

第七章 延納及び物納
第五十一條 相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額が一万円以上で、且つ、金銭で一時に

納付することを困難とする事由があるときは、命令の定めるところにより、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供し、五年以内の年賦延納を申請することができる。

前項の規定は、相続税につき連帶納付の責に任ずる者について、これを準用する。

第五十二條 相続税の納税義務者は、その納付すべき相続税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納を申請することができる。

前項の規定は、相続税につき連帶納付の責に任ずる者について、これを準用する。

前二項の場合において、物納に充てることができる財産の種類その他物納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十三條 政府は、前二條の規定により相続税の延納又は物納の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第五十四條 第五十二條第一項又は第二項の規定の適用を受けて納付した相続税につき過誤納があつた場合の還付に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八章 雜則

第五十五條 納税義務者が、災害に因り著しく資力を喪失して、納税困難と認められるときは、政府は、命令の定めるところにより、相続税又は贈與税を軽減し又は免除することができる。

政府は、前項の場合において、同項の規定による軽減又は免除に關する処分が確定するまで、税金の徴収を猶予することができる。

第五十六條 納税義務者の提出した申告書又は課税価格の更正、決定

若しくは修正に關する書類を閲覧しよとする者は、命令の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することができる。

第五十七條 納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格に脱漏があることと認められる事実を、政府に報告し、その報告がある場合において、政府がその報告に因つて課税価格を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税価格の決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が、官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く）の職務上知り得た事実又は不法の行爲に因り知り得た事実に基づきものである場合も、また同様とする。

第五十八條 納税義務者は、第四十一條第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税については、当該各項に規定する日に、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、当該税額百円について一日三銭の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第四十一條第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の規定は、政府が、第四十七條の規定による追徴税額又は第五十一條の規定による延納税額に相当する相続税を徴収する場合について、これを準用する。

第五十九條 第四十一條第二項又は第三項の規定により相続税又は贈與税の納付があつた場合又は第四十七條の規定による追徴税額に相当する相続税又は贈與税を徴収することとなつた場合においては、第三十八條又は第三十九條の申告期限内に申告書の提出がなかつたこと、第四十條第一項の規定による申告書の修正があつた場合において、前項の修正があつた場合に關する課税価格について脱漏があつたこと又は納税義務者の申告若しくは修正した課税価格が政府の調査した課税価格と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、当該税額に一箇月を経過するごとに百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する税額の相続税又は贈與税を追徴する。但し、その金額は、当該税額に百分の五十を乗じて算出した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第五十一條及び第五十二條の規定は、これを適用しない。

第六十條 政府は、前條第一項の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第四十六條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十一條 相続税が開始した後、相続人の廃除又はその取消に關する裁判の確定に因り相続人に異動を生じた場合においては、その裁判確定前に、裁判確定前の相続人のなした課税価格の申告（その修正を含む。以下本條中同じ。）又は裁判確定前の相続人について政府のなした課税価格の更正若しくは決定は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者の納付した相続税とみなす。

前項の場合において、裁判の確定に因り相続人となつた者は、裁判確定前の相続人の申告した課税価格又は裁判確定前の相続人について政府の更正若しくは決定した課税価格について異議があるときは、第四十八條の規定による審査の請求をなすことができる。但し、その期限は裁判の確定した日から二箇月以内とする。

前二項の規定は、相続の拋棄に因り、その拋棄前の相続人と異なる者が相続人となつた場合について、これを準用する。

相続人の廃除に關する裁判の確定又は相続の拋棄に關する裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の金額が増加した者があつた場合においては、裁判の確定に因り廃除された者又は相続の拋棄をなした者の納付した相続税は、これを相続人のうち、裁判の確定又は相続の拋棄に因りその受ける利益の金額が増加した者が納付したものとみなす。

相続人の廃除の取消に關する裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の金額が減少した者があつた場合においては、裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の金額が減少した者の納付した相続税は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者が納付した相続税とみなす。

第六十二條 第六條第一項第一号乃至第三号に規定する信託について受益者として指定された者が受益しない旨の意思表示をしたこと、受益者が存在しないことに確定した

た課税価格の更正若しくは決定とみなし、裁判確定前の相続人の納付した相続税は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者の納付した相続税とみなす。

前項の場合において、裁判の確定に因り相続人となつた者は、裁判確定前の相続人の申告した課税価格又は裁判確定前の相続人について政府の更正若しくは決定した課税価格について異議があるときは、第四十八條の規定による審査の請求をなすことができる。但し、その期限は裁判の確定した日から二箇月以内とする。

前二項の規定は、相続の拋棄に因り、その拋棄前の相続人と異なる者が相続人となつた場合について、これを準用する。

相続人の廃除に關する裁判の確定又は相続の拋棄に關する裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の金額が増加した者があつた場合においては、裁判の確定に因り廃除された者又は相続の拋棄をなした者の納付した相続税は、これを相続人のうち、裁判の確定又は相続の拋棄に因りその受ける利益の金額が増加した者が納付したものとみなす。

相続人の廃除の取消に關する裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の金額が減少した者があつた場合においては、裁判の確定に因り、相続人のうち、その受ける利益の金額が減少した者の納付した相続税は、これを裁判の確定に因り相続人となつた者が納付した相続税とみなす。

第六十二條 第六條第一項第一号乃至第三号に規定する信託について受益者として指定された者が受益しない旨の意思表示をしたこと、受益者が存在しないことに確定した

こと又は條件が成就しないこととなつたことに因り信託財産又は信託の利益を受ける権利が委託者に帰属したときは、当該信託は、初めからなかつたものとみなす。

前項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十三條 相続人があることが分明でないとき又は相続人が相続財産について全く処分の権能を有しないときは、この法律中相続人に關する規定は、相続財産管理人又は遺言執行者に、これを準用する。この場合においては、第三十八條第一項の規定による申告書の提出期限は、その就職の日から四箇月とする。

第六十四條 相続税は、相続の開始地を、その納税地とする。但し、相続の開始地がこの法律の施行地外の地であるときは、この法律の施行地にある相続財産の所在地（その相続財産が二以上の地にあるときは、主たる相続財産の所在地）を、その納税地とする。

贈與税は、この法律の施行地にある贈與者の住所（この法律の施行地に住所がないときは、この法律の施行地にある居所）をその納税地とする。

贈與者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しない場合における贈與税の納税地は、贈與者が納税地として申告した場所とする。その申告がないときは、政府が、その納税地を指定する。

第六十五條 納税義務者は、この法律の施行地に住所及び居所を有しないときは、申告書の提出その他相続税又は贈與税に関する一切の事項を処理せしめるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者の中から納税管理人を定め、

政府に申告しなければならない。納税義務者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

第六十六條 相続人は、相続の開始後三箇月以内に、被相続人が相続開始前二年内になした贈與の受贈者及び受遺者に対し、命令の定めるところにより、被相続人の氏名、相続開始の年月日、相続の開始その他受贈者又は受遺者が、第三十八條の規定による申告書を提出するために必要な事項を通知しなければならない。

第六十七條 市町村長その他命令で定める者は、死亡又は失踪に關する届書を受理したときは、これを政府に報告しなければならない。

第六十八條 この法律の施行地において、生命保険金を支拂つた者は、命令の定めるところにより、支拂調書を政府に提出しなければならない。

この法律の施行地において、本人に支給すべき退職手当金を、本人が死亡したため、その相続人その他の者に支給した法人は、命令の定めるところにより、支拂調書を政府に提出しなければならない。

この法律の施行地において、受贈者と委託者及び同一人でない信託を引き受けた者は、命令の定めるところにより、信託に關する調書を政府に提出しなければならない。

第六十九條 收税官吏は、相続税に關する調査又は相続税の徴收に關して必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 二 前條の調書を提出しなければならない者
- 三 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有する者として認められる者
- 四 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者、出資者であつたと認められる法人又は出資者である者として認められる法人
- 五 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
- 六 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者から、財産を取得したと認められる者又は財産を取得する権利があると認められる者
- 七 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者の財産を保管したと認められる者又は保管する者として認められる者
- 八 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者が、その営業又は事業に關し加入していたと認められる団体又は加入している者として認められる団体

- 三 前條の調書を提出しなければならない者
- 四 贈與財産若しくは贈與財産と認められる財産を保管したと認められる者又は保管すると認められる者
- 第七十條 都道府縣、市町村その他の公共団体は、相続税及び贈與税の附加税を課することができない。
- 第九章 罰則
- 第七十一條 詐偽その他不正の行為により相続税又は贈與税を免れた者は、これを一年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相當する罰金若しくは科料に処する。
- 前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができ。
- 第一項の場合においては、政府は、直ちに、その課税價格を決定し、その税金を徴收する。
- 第七十二條 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
- 一 第六十八條の調書を提出せず又はその調書に虚偽の記載をなして、これを提出した者
- 二 第六十九條の規定による財産又はその財産に關する帳簿書類その他の物件の調査を拒み、妨げ又は忌避した者
- 三 前號の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者
- 四 第六十九條の規定による收税官吏の質問に対し答弁をなさない者
- 五 前號の質問に対し虚偽の答弁をなした者
- 第七十三條 相続税又は贈與税に關する調査又は審査の事務に従事している者又はこれに従事している

- た者が、その調査又は審査に關して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
- 第七十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第七十一條第一項又は第七十二條の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。
- 第七十五條 他人の相続税又は贈與税に對して、政府に對し、第五十七條に規定する事実に關する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
- 第七十六條 第七十一條第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。
- 附則
- 第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
- 第二條 この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附屬の島（政令で定める地域を除く。）に、これを施行する。
- 第三條 この法律施行前に開始した相続に對する相続税については、なお従前の例による。
- 但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。
- 一 この法律の施行後、政府が従前の第十五條又は従前の第十七條ノ二の規定により決定又は処

分をなす場合においては、相続税審査委員会の諮問を経ることを必要としなす。

二 この法律施行後、従前の第十六條の規定による出訴をなす場合においては、裁判所に對し、これをなすものとす。

この法律の施行前に信託に因り委託者が他人の信託の利益を受ける権利を有せしめた場合において、当該信託の元本又は収益の受益者がこの法律施行後初めて元本又は収益を受けることとなつたときは、当該信託行為のあつた時に於いて、従前の第二十三條の規定による遺産相続が開始したものとみなす。

第四條 この法律施行後開始する相続の開始前二年以内に被相続人が贈與した贈與財産に對し課した又は課せらるべき相続税が、第二十三條の規定による相続税があるときは、当該相続税額は、命令の定めるところにより、受贈者の納付すべき相続税額から、これを控除する。

第五條 昭和二十二年分の贈與税に對しては、第二十七條に規定する課税價格は、この法律施行の日から昭和二十二年十二月三十一日までの間に贈與された贈與財産の價格により、これを計算する。

第六條 登録税法の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二 遺言、贈與、他無償名義に因り所有權取得

第三條第二號中「千分ノ二十五」を「千分ノ二十」に改める。

第三條ノ二 信託財産タル不動産又船舶ヲ受託者ヨリ受益者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

不動産 不動産價格 千分ノ二十五

船舶 船舶價格 千分ノ二十

第七條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三條中「第十七條ノ二」を「第五十二條」に、「不動産又は立木」を「不動産、立木その他命令で定める資産」に、「山林の所得」を「山林所得」に改める。

第六條第一項中「以下同じ」を「以下特別の定めをなす場合を除く外、同じ」に改める。

第七條第一項中「相続財産のうち」を「相続財産（昭和二十二年五月三日以後に開始する相続に對しは、相続開始前二年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條中同じ）のうち」に改める。

作業會計法を改正する法律案

第一條 事業局及び印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な發達に資するため、各特別會計を設置し、一般會計と區分して整理する。

第二條 事業局特別會計及び印刷局特別會計（以下各會計といふ）は、大藏大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 各會計においては、夫々各會計に所屬する資産の金額を以て資本とする。

第四條 各會計においては、夫々事業局及び印刷局の事業の經營成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び變動を、その發生の事實に基いて、計算する。

各會計に屬する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなすべからず。

第五條 各會計において、事業設備費を支拂うため必要があるときは、各會計の負債において、公債を發行し又は借入金金をなすことができる。

前項の規定による公債及び借入金金の限度額については、豫算を以て、國會の議決を経なければならぬ。

第六條 各會計において、運轉資金に充てるため必要があるときは、各會計の負債において、一時借入金金をなし若しくは融通證券を發行し又は國庫餘給金を繰替使用するこゝができる。

前項の規定による一時借入金、融通證券及び繰替金は、當該年度内に、これを償還しなければならぬ。

第七條 各會計の負債に屬する公債及び借入金金の償還金及び利子、一時借入金及び融通證券の利子並びに公債及び融通證券の發行及び償還に關する経費の支出に必要な金額は、毎會計年度、これを國庫整理基金特別會計に繰り入れなければならない。

第八條 大藏大臣は、毎會計年度、各會計の歳入歳出豫定計算書及び國庫債務負擔行爲要求書を作成しなすべからぬ。

第九條 各會計の歳入歳出豫算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを歳及び項に區分する。

第十條 内閣は、毎會計年度、各會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなすべからぬ。

前項の豫算には、左の書類を添付しなすべからぬ。

一 歳入歳出の豫定計算書及び國庫債務負擔行爲要求書

二 前年度の損益計算書、貸借對照表及び財産目録

三 前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借對照表

四 國庫債務負擔行爲爲て前年度以降にわたるものについての前年

度までの支出額及び支出額の見込、當該年度以降の支出豫定額並びに數會計年度にわたる事業に伴ふものについてはその全體の計畫その他事業等の進行状況の計畫

第十一條 各會計において、決算上利益を生じたときは、これを當該利益を生じた年度の一般會計の歳入に納付しなければならぬ。

第十二條 大藏大臣は、毎會計年度、歳入歳出の豫定計算書と同一の区分により、各會計の歳入歳出決定計算書を作成しなすべからぬ。

第十三條 内閣は、毎會計年度、各會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなすべからぬ。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなすべからぬ。

一 歳入歳出決定計算書

二 當該年度の損益計算書、貸借對照表及び財産目録

三 債務に關する計算書

第十四條 各會計において、支拂義務の生じた歳出金で當該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出豫算は、これを翌年度に繰り越して使用することが出来る。

前項の規定による繰り越については、財政法第四十三條の規定は、これを適用しない。

大藏大臣は第一項の規定により繰り越をなしたときは、會計検査院に通知しなければならぬ。

第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 従前の各會計の昭和二十二年三月三十一日現在における資本所屬以外の物品等は、これを各會計の資産に組み入れ、同日現在の支出未済額は、これを資本に繰入する。

第三條 昭和二十一年度における一般會計歳入豫算中事業局又は印刷局の事業に係るもので、年度内に契約をなし、四月三十一日までに支出を終らなかつた經費の金額に對しては、これを各會計に繰り越して使用するこゝができる。

第四條 この法律施行前にした豫備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に關しては、なお従前の法による。

第五條 この法律中「國會」、「内閣」及び「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までに、これを夫々「帝國議會」、「政府」及び「勅令」と讀み替へるものとす。

第六條 燃料局特別會計法を改正する法律案

第一條 アルコール事業特別會計法に運當し、その健全な發達に資するため、特別會計を設置し、一般會計と區分して整理する。

この法律において、アルコール事業とは、アルコール製造、收斂、取替等の事業、アルコールに關する試験及び研究並びにこれらの業務をいふ。

第二條 この會計は、大藏大臣が、法令の定めるところに従ひ、これを管理する。

第三條 この會計においては、この會計に所屬する資産の金額を以て資本とする。

第四條 この會計においては、アルコール事業の經營成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び變動を、その發生の事實に基いて計算するものとす。

この會計に屬する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなすべからぬ。

第五條 この會計において、事業の設備費を支拂うため必要がある

ときは、この会計の負担において、公債を発行し又は借入金をする

第六條 この会計において、運轉資金に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、一時借入金

第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、遅くとも翌年度内に、繰替金は当該年度内に、これを償還しなければならない。

第七條 前二條に規定する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

第八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金又は融通証券の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要金額は、年度内に償還する償還金を除いて、毎会計年度、これを國債整理基金特別会計に繰入れなければならない。

第九條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出の予定計算書及び國庫債務負担行為要求書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを夫々款及び項に区分する。

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成して、一般会計の予算を作成して、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

第十二條 この会計において、決算上利益を生じたときは、これを当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付しなければならない。

第十三條 商工大臣は、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十四條 内閣は、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

第十五條 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書
二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び貸借対照表
四 國庫債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出の予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他の事業等の進行状況の調査

第十六條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 従来の燃料局特別会計の昭和二十二年三月三十一日現在における資本所屬以外の物品等は、これをこの会計の資産に組み入れ、同日現在の支出未済額は、これを借入金資本に編入する。

第三條 燃料局特別会計法第三條の規定により、繰越運轉資本補足のため借り入れた借入金又は國庫余剰金を繰替使用した繰替金は、國庫余剰金を繰替使用した繰替金は、これを第六條の規定による一時借入金又は繰替金とみなす。

第四條 昭和二十一年度における一般会計歳出予算中アルコールの専賣事業に係るもので、年度内に契約をなし、昭和二十二年四月二十日までに支出を終らなかつた経費の金額については、これをこの会計に繰り越して使用することができる。

第五條 この会計において、決算上生じた利益金の一般会計への納付については、この法律の施行後三年間を限り、第十二條本文の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その翌年度までに納付することができる。

第六條 この会計において、資本を増加する必要があるときは、当分の間、予算の定めるところにより、この会計の決算上生じた利益金を以て、これに充てることのできる。

第七條 この法律中「國會」、「内閣」及び「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これを夫々「帝國議會」、「政府」及び「勅令」と読み替へるものとする。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
第一條 附屬雑収入及び「固定資本ニ屬スル物件ノ賣拂代金及附屬雑収入並ニ」に、「作業ノ費用及」を、作業ノ費用、固定資本ノ擴張費、改良費、補充費及維持修理費並ニ「改良費」を加ふる。

第二條 第二項中「處分ニ關スル用途」の下に、「並ニ本會計ノ固定資本ノ擴張費及改良費ノ財源」を加ふる。

第三條 本會計ニ於テハ事業ノ經營成績及財政状態ヲ明ナラシムル爲メ増減及異動ヲ其ノ發生事實ニ基テ計理ス

第八條 附則
第九條 附則
第十條 附則

第十一條 附則
第十二條 附則
第十三條 附則

第十四條 附則
第十五條 附則
第十六條 附則

第十七條 附則
第十八條 附則
第十九條 附則

第二十條 附則
第二十一條 附則
第二十二條 附則

第二十三條 附則
第二十四條 附則
第二十五條 附則

使用することができる。

昭和七年法律第十二号（造幣局資金振出しに関する法律）の一部を次のように改正する。

第三項中「昭和二十二年」を「昭和二十五年」に改める。

第一條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第二條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第三條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第四條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第五條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第六條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第七條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

使用することができる。

昭和七年法律第十二号（造幣局資金振出しに関する法律）の一部を次のように改正する。

第三項中「昭和二十二年」を「昭和二十五年」に改める。

第一條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第二條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第三條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第四條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第五條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第六條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

第七條 國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案
國有林野事業特別会計法案

金の限度額については、予算を以て、國會の議決を要しなければならない。

第六條 この会計において、運輸費金に充てるための必要があるときは、この会計の負担において、一時借入金金をなし又は融通証券を発行することができる。

前項に規定する一時借入金及び融通証券は、当該年度内にこれを償還しなければならない。

第一項の規定による一時借入金及融通証券の限度額については、予算を以て、國會の議決を経なければならない。

第七條 前二條に規定する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

第八條 この会計の負担に属する公債及び借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第九條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書を作成して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十一條 内閣は毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書

二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び當該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに敷金計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況に關する調査

第十二條 この会計においては、森林資源の維持のための積立金を保有することができる。

前項の積立金は、予算の定めるところにより、会計の決算上生じた利益金のうちから、これを積み立てるものとする。

第十三條 この会計において、決算上利益を生じたときは、当該利益の額から前條第二項の規定により、積立金として積み立てる額を控除した額に相当する金額は、これを当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付しなければならない。

第十四條 農林大臣は、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出の決定計算書を作成して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十五條 内閣は、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出決定計算書
二 當該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

第十六條 この会計において支拂義務が生じた歳出金で、当該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰越して使用するこことができる。

前項の規定による繰越については、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

農林大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十七條 第十二條の規定による積立金は、國債を以てこれを保有し、又は大蔵省預金部に預け入れ運用することができる。

この会計に余裕金があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第十八條 國有林野事業の運営に妨げのない限り、この会計の負担において一般の委託により、森林の管理經營木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をなすことができる。

第十九條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 從來の國有林野（北海道に於ける國有林野を含む。）の事業に属する負債は、これをこの会計に歸属せしめる。

第三條 財産税等収入金特別会計に所屬する資産のうち、從來帝室林野の事業の用に供したものであるときは、これを無償を以て、この会計の所屬に移すことができる。

第四條 從來の帝室林野事業に属する資産及び負債で國に引き継がれたものは、これをこの会計に歸属せしめる。

第五條 この会計においては、當分の間第十三條の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、一般会計に納付金を繰り入れることができる。

前項の場合において、決算上の利益の額が第十二條第二項の規定により積立金として積み立てる額及び納付金の額の合計額を超過するときは、その超過額は、これを損失補填のための積立金として積み立てるものとする。

第六條 昭和二十一年度における一般会計歳出予算中國有林野に係るもので、年度内に契約をなし、昭和二十二年四月三十日までに出発を終らなかつた経費の金額については、これをこの会計に繰り越して使用するこことができる。

第七條 この法律中「國會」、「内閣」及び「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これをそれぞれ「帝國議會」、「政府」及び「勅令」と読み替へるものとする。

労働者災害補償保險特別会計法案
労働者災害補償保險特別会計法
第一條 労働者災害補償保險法による労働者災害補償保險事業を經營するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この会計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計においては、保険料、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雜収入を以てその歳入とし、保険金、保險料の返還金、保險施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事業取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この会計に属する経費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担で、借入金をなすことができる。

前項の規定により、借入金をなすことができる金額は、純保險料を以て保險金及び保險料の返還金を支弁するに不足する金額を限度とする。

第五條 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予算計算書
二 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

三 前年度及び當該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
第八條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第九條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をなすことができる。

前項の規定による一時借入金金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

第十一條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の

区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製して、これを大蔵大臣に送付しなければならぬ。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

第十三條 この会計において、決算上剰余金を生じたときは、これを積立金に組み入れなければならない。

この会計において、決算上不足を生じたときは、積立金から、これを補足する。

第十四條 この会計の積立金は、國債を以て保有し又は大蔵省預金部に預け入れて、これを運用することができ。

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支拂済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができ。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定による大蔵大臣の承認を要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
この法律は、昭和二十二年七月一日から、これを施行する。

労働者災害扶助責任保険特別会計法は、昭和二十二年六月三十日限りこれを廃止する。

労働者災害扶助責任保険特別会計廃止の際これに属する積立金は、これをこの会計に帰属せしめる。

前項の規定により帰属せしめられた積立金は、第十三條第二項の規定にかかわらず、これを予算の定めるところに従い使用することができる。

前項に規定するものの外、労働者災害扶助責任保険特別会計廃止の際これに属する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめる。

この法律施行前になした予備費の支出並びに労働者災害扶助責任保険特別会計の昭和二十二年、同二十一年度及び同二十二年年度の決算に關してはなお従前の例による。

第十四條 この会計の積立金は、國債を以て保有し又は大蔵省預金部に預け入れて、これを運用することができ。

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支拂済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができ。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定による大蔵大臣の承認を要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
この法律は、昭和二十二年七月一日から、これを施行する。

労働者災害扶助責任保険特別会計法は、昭和二十二年六月三十日限りこれを廃止する。

労働者災害扶助責任保険特別会計廃止の際これに属する積立金は、これをこの会計に帰属せしめる。

前項の規定により帰属せしめられた積立金は、第十三條第二項の規定にかかわらず、これを予算の定めるところに従い使用することができる。

前項に規定するものの外、労働者災害扶助責任保険特別会計廃止の際これに属する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめる。

この法律施行前になした予備費の支出並びに労働者災害扶助責任保険特別会計の昭和二十二年、同二十一年度及び同二十二年年度の決算に關してはなお従前の例による。

公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律案

第一條 左の法律は、これを廃止する。

公債金特別会計法
爲替交易調整特別会計設置等爲替交易調整法
特殊財産資金特別会計法
学校特別会計法
大正十三年法律第十号（高等諸学校復興費に関する予算の施行に關する法律）

第二條 國債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二を削る。
第二條ノ三中「前二條ノ」を「前條又ハ他ノ法律ニ依ル」に改める。

第三條 厚生保險特別会計法の一部を次のように改正する。

事業ノ業務取扱ニ關スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ」に改める。

第十八條ノ二健康勘定ノ積立金ハ予算ノ定ムル金額ニ限リ健康保險事業ノ福祉施設ニ充ツル爲業務勘定に繰入ルコトヲ得。

第四條 食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「百億圓」を「二百億圓」に改める。

第五條 新炭需給調節特別会計法の一部を次のように改正する。

第三條但書中「八千万圓」を「五億一千百万圓」に改める。

第六條 昭和六年法律第九号（特別会計における當繕費に關する法律）の一部を次のように改正する。

第二項但書を削る。

第七條 昭和七年法律第八号（昭和七年度以降國債償還資金の繰入の一部停止に關する法律）の一部を次のように改正する。

第一項中「三分ノ一以上トシ同法第二條ノ二ノ規定ニ依ル元金償還資金ノ繰入ハ之ヲ爲サザルコトヲ得」を「三分ノ一以上トス」に改める。

第八條 昭和二十一年法律第五十五号（帝國鐵道會計又ハ通信事業特別会計に關する昭和二十一年年度の經費支弁のための借入金等に關する法律）の一部を次のように改正する。

終らないため國有鐵道事業特別会計法附則第五條の規定により昭和二十二年に繰り越して使用する場合ハ、その繰越額の財源に充てるため借入金をなすことができる。但し、第一項の規定による借入金の額を通じて同項の制限額を越えてはならない。

第九條 昭和二十一年勅令第百十号第三條第二項の規定により一般會計の所屬となる經費の財源の不足を補うため、國は、公債を發行し又は借入金をなすことができる。

前項の規定による公債及び借入金金の限度額については、予算を以て、國會の議決を経なければならない。

昭和二十一年勅令第百十号第三條第二項の規定により一般會計の所屬となるべき經費及びその他の經費に國庫金一時貸付金その他の金に因り生じた國庫金出納上の不足を補うため、國は百億圓を限り、日本銀行から借入金をなすことができる。

第十條 昭和二十一年度末現在の学校特別会計法第五條の規定に基く大学及び学校の資金及び同法第十七條の規定に基いて大学及び学校の資金として整理してきたもので現金及び有價証券を以て保有するものは、これを一般會計所屬の資金とする。

前項の資金は、これを大学及び学校資金とする。

大学及び学校資金は、文部大臣が、法令の定めるところに従ひ、これを管理する。

大学及び学校資金は予算の定めるところにより、これを使用することができる。

大学及び学校資金に屬する場合ハ、これを大蔵省預金部に預け入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十二年七月一日から、これを施行する。

附則
この法律は、昭和二十二年七月一日から、これを施行する。

前二項に規定するものの外大学及び学校資金の運用及び使用に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

第十一條 帝國大学その他の文部省直轄の大学及び学校における奨學を目的とする寄附金は、これを命令の定めるところにより、当該大学又は学校に交付し、校長若しくは学長又は学校長に經理を委任することができる。

學校特別會計法第十條の規定により經理を委任した奨學を目的とする寄附金の昭和二十一年度現在の支拂残額は、これを前項の規定により經理を委任したものとみなす。

第十二條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十三條 この法律は、昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

但し、第五條、第八條及び第九條第三項の規定は、公布の日からこれを施行する。

第十四條 公債金、爲替交易調整及び学校の各特別會計の昭和二十年度分の歳入歳出決算並びに昭和二十一年度分の歳入歳出の出納及び決算等については、旧法は、この法律施行後においても、なお、その效力を有する。

第十五條 公債金、爲替交易調整及び学校の各特別會計廃止の際にこれら各特別會計に属する決算上の剰余、資金（學校特別會計の資金については、現金及び有價証券を除く）、又は權利義務は、これを一般會計に歸屬せしめる。

第十六條 昭和二十一年度における學校特別會計歳出予算中年度内に契約をなし、出納の完結までに支出を終らなかつた経費の金額については、財政法第四十三條の規定

により、これを一般會計に繰り越して使用することができる。

第十七條 特殊財産資金特別會計の會計年度は、昭和二十二年三月三十一日までの期間を以て、一會計年度とする。

特殊財産資金特別會計の歳入歳出の出納に關する事務は、政令の定めるところにより、昭和二十二年七月三十一日までに、これを完結するものとする。

特殊財産資金特別會計の廃止の際これに属する資金及び權利義務は、これを一般會計に歸屬せしめる。

内閣は、特殊財産資金特別會計の歳入歳出決算を作成し、昭和二十一年度的一般會計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

企業再建整備法等の一部を改正する法律案

第一條 企業再建整備法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「資本金」を「指定時現在の資本金（以下資本金といふ。）」に改める。

第六條第七号中「又はその資産」を「若しくはその資産」に改め、同号中設立する場合の下に「又はその資産の全部若しくは一部の出資若しくは譲渡を受けるため資本を倍額以上に増加する会社にその資産を出資若しくは譲渡する場合」を加える。

第七條第二号中「旧債権のうち」の下に「命令で定めるものを除くの外」を加え、同條に左の一項を加える。

前項第一号又は第三号の規定により計算した負担額の各株式については、株主の負担額については、命令の定めるところによる。

第八條第一項及び第二項中「命令を以て定める」を削る。

第十八條の二 第十條の規定により決定整備計画に定められた債務の承擔に關し異議のある当該債務の債権者は、第十五條第一項又は第二項の規定による認可の日から一箇月以内に、特別經理株式会社にその旨を達することが出来る。

商法第六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

前二項の規定は、決定整備計画に定める合併又は資本の減少に關し異議のある債権者に、これを準用する。この場合において、商法第六條第一項（同法第三百七十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、これを適用しない。

特別經理株式会社は、第一項の期間満了後でなければ資産の出資、合併又は資本の減少をすることができない。

第十九條第一項中「全社經理應急措置法第十四條第一項の旧債権は、この下に「命令の定めるところにより、」を加える。

第二十條第二項中「乃至第十八條」を「乃至第十八條の二」に改める。

第二十一條第二項中「及び前條」を「第十八條の二及び前條」に改める。

第二十二條中「第二十條第二項及び前條第二項を（第二十條第二項、前條第二項及び第五十四條の二）に改める。

第三十一條中「特別經理株式会社が、決定整備計画に定めるところにより、第二会社を設立する場合」を「第六條第七号の規定により決定整備計画に定めるところにより

り行ふ第二会社の設立又は資本の増加の場合」に改め、「及び第六百八十五條乃至第六百八十七條の規定に、第六百八十五條乃至第六百八十七條、第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條の規定」に改める。

第三十四條第三項中「第二項」を削り、同條第二項を次のように改める。

清算若しくは破算手続中の特別經理株式会社が、決定整備計画に定めるところにより解散する特別經理株式会社が又は株主全額であつて特別損失のないもの若しくは決定整備計画の定めるところにより特別損失の額の全部を償還し損として処理するものを除くの外、特別經理株式会社が、命令で定める額を下らない額の資本を減少しなければならない。

第三十九條 第八條の規定による評價により營業用の固定財産に附せられた債権は、当該財産については、これを商法第二百八十五條に定める取得債権又は製作債権とみなす。

会社の資産の譲渡に因る益金で命令で定めるもの、第八條の規定による資産の評価換に因る益金、債務の消滅に因る益金及び資本の減少に因る益金については、命令の定めるところにより、他の法令の規定にかかわらず、法人税法による各事業年度の普通所得、營業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰餘金の計算上、これを益金に算入しない。

第四十條の二 特別經理株式会社に於いては、指定時を以て終了する事業年度に續く事業年度は、他の法令又は定款の規定にかかはら

ず、旧勘定及び新勘定の併合の日（第三十六條第一項第一号但書の規定に該當する場合においては、第十五條第一項又は第二項の規定による認可の日）を以て終了するものとする。

前項の規定による事業年度に續く事業年度は、当該会社についての法令又は定款の規定により同項の日後最初に到來する事業年度の末日（その末日が、同項の日後三箇月以内に到來する場合に、次に到來する事業年度の末日）を以て終了するものとする。

第五十四條の二 特別經理株式会社が及び第五十二條の規定の適用を受けるものを除くの外、臨時補償特別税を課せられた会社又は在外資産を有する會社であつて整備を必要とするものは、命令の定めるところにより、整備計画を立案し、主務大臣に認可を申請することができる。

第五條第二項、第六條（第一号、第四号、第八号、第十号、第十一号、第十三号及び第十五号乃至第十七号を除く）、第十條第二項、第十三條乃至第十五條、第十八條、第十八條の二、第二十條、第二十三條、第二十七條、第二十八條第三項及び第四十一條、第四十三條並びに第四十九條の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「特別經理人」とあるのは「取締役」と、第六條第七号中「第十條」とあるのは「第五十四條の三」と読み替へる。

第五十四條の三 前條第一項の規定により整備計画の認可を申請する会社が資産の全部又は一部を出資する場合に、その出資を受ける

るものは、命令の定めるところにより、整備計画を立案し、主務大臣に認可を申請することができる。

第五條第二項、第六條（第一号、第四号、第八号、第十号、第十一号、第十三号及び第十五号乃至第十七号を除く）、第十條第二項、第十三條乃至第十五條、第十八條、第十八條の二、第二十條、第二十三條、第二十七條、第二十八條第三項及び第四十一條、第四十三條並びに第四十九條の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「特別經理人」とあるのは「取締役」と、第六條第七号中「第十條」とあるのは「第五十四條の三」と読み替へる。

第五十四條の三 前條第一項の規定により整備計画の認可を申請する会社が資産の全部又は一部を出資する場合に、その出資を受ける

るものは、命令の定めるところにより、整備計画を立案し、主務大臣に認可を申請することができる。

は、一般會計の支辨と相なつておるものでありまして、またその經理につきましては、現金の收支を主とする建前であります。たゞ據置計算におきまして、複式簿記法による計算をも加味しておるの状況でありまして、未だ正確に損益を把握しおるとは申せぬ構ひがあつたのでござります。今回これらの事業を企業的に經理することを可能ならしめるために、まずこれらの會計におきまして資本的支出を、その會計の負擔とすることとしたすとともに、これらの財源としての公債借入の途を開き、他國國有鐵道事業特別會計等における同様、いわゆる發生主義の經理を採用いたさるることとしたのであります。

次に國有林野事業特別會計法案について申し上げます。今回内地、北海道の國有林及び御料林を、一元的に經營することとしたすに際しまして、從來一般會計において經營しておりまして國有林野の管理經營の事業につきまして、一つの特別會計を設置し、その經理方法に基いて經理いたしまして、發生主義に基いて經理いたしまして、もつてその經營の成績及び財政状況を明らかならしめようとしたものであります。

次に、労働者災害補償保險特別會計法案について申し上げます。今回別途提出の労働者災害補償保險法に基きまして、國が管掌いたしました労働者災害補償保險事業につきましては、その性質上特別會計を設置するのを適當と認めまして、この特別會計法案を提出いたしましたのであります。

次に、公債金特別會計法外四法律の廢止等に関する法律案につきまして簡單に申し上げます。この法案の内容は、特別會計の廢止に関するもの、特別會計の一部改正等に関するもの、借入金の借入れに関するもの等でありま

すが、まず特別會計の廢止に関するものについて申し上げます。これは現行特別會計のうち、比較的その設置の理由を失うに至りましたところの公債金、爲替交易調整、學校及び特殊財産資金の四特別會計並びに大正十三年法律第二十號を廢止いたさんとするものであります。次に特別會計法の一部改正等に関するものであります。そのうちまず第一は、今回別途提出いたしております財政法の制定に伴う國庫整理基金特別會計法及びこれに關連する法律の一部改正であり、第二は、労働者の災害補償に關する制度の改正があり、第三は、健康保險の積立金を一部切り崩し、福祉施設費に充てる途を開く必要があり、第四は、福生保險法の一部を改正するものであります。第三は、食糧管理及び薪炭需給調節の兩特別會計の經營を圓滑にするため、兩會計における證券の發行または借入金の借入れの限度額を擴張いたさんとするものであります。

次に、帝國鐵道及通信事業の兩特別會計における追加經費、または帝國鐵道會計における歳入不足の財源に充てるための借入金増額、さきに緊急勅令に基きまして、臨時軍事費特別會計に廢止し、その整理を一般會計に引續け、といたしたものに伴ひまして、將來整理のため必要となるべき公債及び借入金をなし得る途を開きおくとともに、その間における國庫金出納上の不足を補うために、借入金をなし得ることとしたものとするものであります。

次に、企業再建整備法等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。企業再建整備法の實施につきましては、先般中央企業再建整備委員會におきまして、資産評價に關する基準、未拂込株金の拂込徴收の方法等に關する要綱の決定を見まして、いよいよ具體的な實行の段階にはいるに至つたのであります。その後の情勢に鑑みまして、企業再建整備法及び會社經理緊急措置法のうち、若干改正する必要を生じましたので、こゝに本法案を提出いたした次第であります。

次に、本法案につきまして、改正の主要なる點を簡單に御説明申し上げます。改正の第一點は、特別經理株式會社の特別損失を負擔すべき資本金を、指定時、すなわち昨年八月十一日前に資本を増額いたしました場合に、増資新株は特別損失を負擔しないことを明らかにいたしたことであります。第二は、第三會社の範圍に、新たに特別經理株式會社の資産の全部または一部の出售、または譲渡を受けるため資本を倍額以上に増資する會社を加へ、かくのごとき會社を第二會社として取扱ひ、その増資手續等の簡易化をはかることとしたのであります。

第三に、在外負債、未拂込株金の拂込請求權等の舊債權につきましては、一律にこれを一般の舊債權と同様に取扱ひ、といふことは、必ずしも適當でない點があり、命令をもつて別段の規定を設け、一般の舊債權と若干異なる取扱ひをなし得るようにしたのであります。第四は、特別經理株式會社の事業年度の延長であります。すなわち特別經理株式會社が整備計畫の認可を受けて、債權債務の關係を整備確定いたしました分子の間は、會社の決算には未確定の分子が少くなく、その間において從來通り毎決算期ごとに決算をするというところは、相當困難な事情にあると考えられますので、指定時、すなわち昨年八月十一日から、整備計畫の認可等のあります日までを一つの事業年度とし、その間に到來いたしますところの、會社の定款で定められた決算期における決算は、す

べてこれを省略せしめようとするものであります。第五に、特別經理株式會社でない會社でありまして、企業再建整備法上必要がある場合におきましては、特別經理株式會社と同様、整備計畫の認可を申請することができるようとし、認可を受けた場合には、その整備計畫は、特別經理株式會社の整備計畫と同様の效力を有するものとして、簡易な手續によつて、これらの會社の整備再建を行ひ得る途を開こうとするものであります。その他、減資の方法、資産の評価換による評價益に対する課税等の點につき若干の改正を加へ、また會社經理緊急措置法につきましても、一、二の必要な改正を行おうとしたのであります。

以上九法律案につき、提案の理由を簡單に説明いたしました。何とぞ速やかに御審議の上、御協賛あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 各案の審査を付託すべき委員の選舉についてお諮りいたします。

○議長(山崎猛君) 小澤君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

これにて議事日程は了いたしました。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後五時五十五分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京新宿區小ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇圖書課